

第8日目(9月13日)

議長(若井達男君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、中沢俊一君、病気療養のため欠席、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位7番、議席番号7番・中沢一博君。

中沢一博君 おはようございます。昨日は中秋の名月でございました。昨日の議場で自分は自分のところに来るかどきどきしながらいましたけれども、帰り道、ススキをとっている方に出会いました。本当に日本の文化というか歴史、ほっとする部分を感じ、私自身なごませていただきました。今日はというか議長のはからいで、昨日のどきどきから一新、変わらして今日、本日トップバッターとして時間に気を使わないで一生懸命できるかと思いません。一生懸命・・・(「なごやかにお願いします」の声あり)やらせていただきたいと思しますのでひとつよろしく願い申し上げます。それでは通告に基づきまして一般質問させていただきます。

1 当市の基幹産業を守れ

最初に当市の基幹産業を守れと題して質問させていただきます。このたびの7月豪雨災害は市内に甚大な被害をもたらしました。南魚沼市にとって過去最大の災害となってしまいました。被災された皆様方には心よりお見舞い申し上げます。その中で行政一丸となって取り組んでいることに市民を代表する一人として心より敬意を表する次第でございます。ご苦労さまでございます。

さて、南魚沼市の基幹産業は農業と観光と、井口市長自らも言ってきたほど重要性が伺われます。今、南魚沼市の経済を支えてきた基幹産業が岐路に立たされております。その中で国の激甚災害に指定され、農業関係の復旧への支援策は何とかめどが見え、スタートを切ることができました。しかし、商工、観光産業は助成対象外であり、とりわけシーズン間近のスキー産業への支援策が全く見えておりません。

この地域は50パーセントの方が何らかの形でスキー関係に携わっていると言っても過言ではございません。今後の南魚沼市の経済、雇用に甚大な影響を及ぼしかねません。また、将来を担う子どもたちの教育面でのスキー授業もこのままだと危機的状況になりかねません。新潟、中越地震のときは復興基金があり4割負担で復興することができました。今も市も必死で対応策を練っているかと思いますが、県への働きかけ状況はどうなっておりますでしょうか。

今年行われたスキー発祥100周年記念祝賀会では、泉田知事を始め溝畑観光庁長官もあ

れだけのことを言われ祝賀会に参加していただきました。観光庁のホームページのトップには溝畑観光長が東日本大震災についてこう述べられております。災害から立ち上がり観光立国で日本に元気を取り戻すために観光庁は力を尽くしてまいります。「観光庁は力を尽くしてまいります」と述べられております。このたびの新潟・福島豪雨災害は激甚災害に指定されたわけでありますので、その中で商・工・観は激甚災害対象外では済まされないのであります。

中小企業の資金繰りの支援のセーフティネット保証などの拡充強化の支援策はどうなっておりますでしょうか。また、税制面での軽減措置に一步踏み込めないのでしょうか。当市で必死で考えている支援策を何うものであります。今、本当に大変なことになっているのであります。このことは井口市長は全てわかっていると思います。具体策、支援策を何うものであります。

2 若者と中小企業を結ぶ「就活手当」の創設について再度伺う

2番目に若者と中小企業を結ぶ「就活手当」の創設についてお伺いします。この質問は今までに申し訳ないくらいさせていただいております。昨年の6月議会でもちょうど人工衛星はやぶさが7年かけて帰還したときにも質問させていただきました。いろいろな無理といわれた難題を一つ一つクリアして、地球から発信し続けた微かな信号を頼りに地球に帰ってくる。私たちに希望と勇気を与えてくれました。発信し続けたからこそ帰ってくることができたのであります。

市長、今のその若者たちが再び南魚沼市の住民になり地域のために働きたい、いずれはお年寄りの面倒もみたい、こんなありがたいことはないのではないのでしょうか。大学生の就職内定率が過去最悪を記録し、この春に進路が未決定のまま卒業した人は8万7,000人とも言われております。その多くが継続的に就職活動に取り組んでおります。就職活動が長期化する中で、学生側にとってみても経済的負担の増大は切実な問題であります。

費用の負担の支援はできないかということであります。私は最初は貸与でよいと思っております。南魚沼市の未来を託する若者に就職活動にかかる費用の負担を軽減する就活手当を創設して、南魚沼市の人材を、大事な人材をこの南魚沼市に呼び起こしたいのであります。雇用の評価の面についても再三、再四お伺いする次第でございます。

3 支え合う地域社会づくりについて

次に支え合う地域社会づくりについてお伺いいたします。一人暮らしの世帯が増える中で、地域で支え合う社会をどう確立していくか。昨年実施された国勢調査結果からだと、一人暮らし世帯が調査開始以来、世帯の31.2パーセントを占め、今まで一番多かった夫婦と子ども世帯を初めて上回りました。一人暮らしの世帯の増加がもたらす影響は決して小さくありません。とりわけ家族間の支え合いを前提としている社会保障制度に与える影響は大きく、昨年のある夏の所在不明問題のような事態を二度と引き起こさないためにも、地域で単身生活の高齢者を支え合う対策はどう進めるか、大事な部分かと思っております。

高齢者と社会保障を支える現役世代の関係は、一人の高齢者を2.8人の現役世代が支えて

いる割合になっております。1960年には11.2人の支え手がいました。この50年間で何と4分の1に減少したことになります。今後は高齢者の自立を促す政策を含めた新たな制度を模索していかなければなりません。

そこで、2点質問をさせていただきます。一つ目は「ボランティア・ポイント」制度の創設であります。今回の東日本大震災でもわかるように、また、この新潟中越地震のときに大変私たちはお世話になりました。本当に私たちはわかりました。人間誰しも行き着くところは、人のために社会のために尽くしたいという気持ちを誰しも根底に持っているということでもあります。元気で長生きする秘訣は人のために行動する。大事なことだと思います。「人のために火をともしば我が前明らかなるがごとし」という言葉がございます。他人のためにと考えてあかりをつければ、実は自分の前も明るくなっているということでもあります。人のために一生懸命やる。そしてまた自分も元気になる、こんないいことはないのではないのでしょうか。

支え合う社会をどう築くか。ただ黙って行政任せではなくて自分たちにもできることは皆で考えていきたい、そう考えます。来年度平成24年から26年までの第5期介護保険事業計画が見直されます。このときどうしたら将来に向けての施策がとれるのか。自治体の手腕が求められます。団塊世代を含むシニア世代の方々が大量に高齢者の仲間入りをし、地域に戻ってくる時代があるからこそ元気な高齢者が地域の高齢者を助ける、地域において生きがいを持ち積極的に社会活動に参加し、それをとりもなおさず自分に返ってくる。そんな社会形態を考えてはいかがなものでしょうか。

このことは先にも質問しておりますので詳細は避けませんが、ボランティア活動の実践にポイントが付与して、後年自分がボランティアの支援を受けるようになった際にためたポイントを活用できないかという制度であります。井口市長にお伺いするものであります。

2番目に親・子・孫の三世同居支援についてお伺いいたします。私たちの周りには多くの方が一人で生活されております。また今後、先にも述べたように一人暮らしの世帯がさらに増えるかと思えます。家族で高齢者を見守りたい、そんな思いから質問する次第であります。三世家族の形成を促すことで高齢者の孤立化を防ぐとともに少子化対策、なかんずく育児にも効果が期待されます。家族のきずなの再生を図るため、親・子・孫が市内に同居する際の支援策を考えてはいかがなものかということでもあります。

例えばでございますけれども、子・孫が市外から引っ越してくる場合の助成、また、三世代の方の都市計画税などの助成、住宅の新築・改築・増築などの助成等々、市当局も思案しているかと思えます。今後の大事な部分かと思えますので質問をさせていただきます。

以上、市長の積極的な答弁、決意を期待して壇上からの質問とさせていただきます。

市長 おはようございます。今日もまた一日よろしくお願い申し上げます。傍聴者の皆さん方は大変ご苦勞さまで。中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 当市の基幹産業を守れ

スキー産業、観光産業、とりわけスキー産業への支援策ということでもあります。今現在、

この7月の豪雨によりまして市内の観光施設はご承知のように壊滅的な被害を受けたわけ
あります。特に市内のスキー場におきましては土砂の流出、崩落これらでゲレンデあるいは
索道施設これらに大きな影響がありましたし被害も受けておりまして、市内6か所のスキー
場での被害額合計が概算で2億8,000万円を超えるという報告。ただ、これはまだ一つの
スキー場については、この額はもっともっと増えるだろうというふうに言われておりますが、
現在こういうご報告であります。

今、議員おっしゃったようにスキー場も含めた関連施設、これは市の観光産業にとって一
番重要な部分でありますので、スキー場の例えば縮小、閉鎖あるいは営業休止これらについ
ては経済に大変な影響を与えますし、雇用にも影響を与えるということは十分理解しており
ます。

観光施設の災害復旧に関しましてはご存じのとおりでありますけれども、県の新潟県観光
基盤整備事業補助金、これは10分の4の補助率であります。これは県としてはこういう
制度を設けて対応していきたいということでもあります。問題はこの補助金が市町村や第3セ
クターを対象としておりまして、民間事業者は対象外だということでもあります。ここが一番
の問題であります。

そういう中で市の代表的な部分では五十沢キャンプ場は、この事業を取り込んで復旧して
いこうということでもありますけれども、対象とならない民間事業者の観光施設、特に今申し
上げましたスキー場関連施設これが非常に問題として大きく浮かび上がっているところであ
ります。県にも当然ですけれども先般お話を申し上げて、何らかの対応が県としてはできな
いか。あるいは市が単独で補助制度を設けた場合、県がその部分にまた上乘せをするとかそ
ういうことはできないかということをお願いしてまいりまして、今、担当課あるいは県の知事
政策局の政策官の方も含めて、県では今対応を一応協議をしているところであります。

それから資金関係は、これはもう議員ご承知でありますので借入制度はあるということ。
これはここにも申し上げておこうと思いますけれども、一般的な商工業関係の皆さん方は1,
000万円とかあるいは3,000万円とかそういう借入れをして、県が利息部分を相当援助
するというところであります。市としてはそれにまた上乘せをして補助率をアップする、いわ
ゆる利息金の部分について市が補助をするということではなくて、信用保証料の全額免除

これは以前にもやってきたことですので、この制度を延長して対応させていただきたいと。
そちらの方がある意味有利だということも計算の上で出ておりますので、市としては借入金
につきましてはそれに対応していこうということでもあります。

そこで先週の金曜日に被害報告を提出していただいているスキー場の代表者の皆さん方か
らお寄りいただいて、各スキー場の被害状況をまずは取り寄せてあります。その際に改めて
経営状況、復旧計画あるいは復旧資金の例えば借入れする場合の見通し、そういう細かい部
分について文書での解答をお願いしておりまして、今週中・・・もう出たか、まだか。まだ
出てこない。今週うちぐらいにはそれらが全部整うところであります。

その回答をいただいた上、市として具体的あるいは積極的な支援がどこまでどうできるか。

これを協議して、議員おっしゃったように税金の減免制度。これはもう災害の場合には活用できる部分というのは相当あるわけですので、これはスキー場に限らずですけれども、そういう措置。あるいは国県の支援策が今まではないわけでありまして。私も観光庁にまで問合せをしましたけれども、制度としてはないということでありましたので、それらが何とか取り込めるのか否か。こういう部分について検討を今、しているところであります。

決して状況が明るいというところではありませんけれども、あらゆる手段を駆使しながら、少しでも補助対象になれるような事業がその中に内在していないのか。例えば今協議中でありましてけれども、ゲレンデが崩れたのではなくてゲレンデ以外の他の所有者の山腹が崩壊をして、それがゲレンデに流れ込んでゲレンデが今使えなくなっていると。そういう部分については観光施設そのものが原因で被害が出たわけではなくて山が崩壊したわけですから、その山腹崩壊という理由で何とかなるかならないか。これらも結局は災害査定でとればそれが一番いいわけです。そうしますとこれはもう激甚災の指定ですから。これも今、県の技術担当あるいは災害担当の職員と市の担当課の方で、現場を確認しながら協議をしているところであります。

そういう部分が全て整ってこれができる、これはできない、あるいは全てできないとか、そういう状況が出た際に、市として何をなすべきかということを決断していかなければならないと思っておりますので、しばらくの猶予をいただきたいと思っております。

ただ、復旧工事そのものがスキー場関係の皆さん方は秋雨の降り始める、地盤が軟弱になる前に工事は工事としてもうやりたいということでありましてから、遅くも9月内ぐらいにはある程度の方向を出さないと、スキー場関係の皆さん方も判断に迷うという部分がございますので、できれば9月内ぐらいにはその方向性を出していきたいと。

そうなりますと議会の皆さん方にここでお願い申し上げるわけでありまして、例えば市が単費で復旧の助成をしようという際には、今の補正予算には載っておりませんので、またご批判があるかもわかりませんが、専決対応ということをお願いせざるを得ないという部分もこれは発生しかねません。あらかじめそうなった際は、専決をしないで議会を開けなると言わないで、その部分の専決はお認めをいただきたいと思っております。その答弁をここでしろとはいいませんけれども、そういうお願いを今のところ申し上げているところであります。そういうことで、もう少し調査をきちんとやってそして県とも調整をして、その上できちんとした対応をできる限りやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2 若者と中小企業を結ぶ「就活手当」の創設について再度伺う

就活手当の件でございます。求人情報等から雇用情勢を見ますと、7月末現在で今現在、県内の有効求人倍率が0.67、前年同期の0.56を0.11ポイント上回っておりまして、ハローワーク南魚沼管内これは有効求人倍率が0.88、前年同月の0.79に比べて0.09ポイント上昇しております。県内では有効求人倍率では比較的、1には達していませんけれども県内ではそういう面では状況的にはいいということでありまして。

大学卒の皆さん方の就職率、先ほど議員おっしゃったように平成19年が96.3、20年96.9、21年が95.7、22年が91.8で今23年の4月1日現在で91.0ということではやはり下がってきているわけでありませう。

去年、おとしし辺りからそういう傾向が非常に多く見えましたので、ご承知のように市といたしましても大学、高校の新卒者でこの地域に職を求めたいけれども職が見つからなかったという方については、臨時雇用の中で優先対応するというところで進んでまいりました。ただ、臨時という部分もあるのでしょうか、思うほど応募がなかったということも事実であります、思うほど。大卒で去年おとししか一人ぐらいでしたか。高卒はほとんどなかった。高卒は結果としては大体確か100パーセント就職になったのだと思うのです。思うほどなかったのです。そこがちょっと意外でありましたけれども、そういう措置をとりながら今日を迎えているわけでありまして、議員おっしゃったように統計を見ますと、就職活動全般を通じてかかった費用の平均が平成22年度卒の学生で16万2,900円を超えているということでありませう。この中で交通費だけでも5万円以上かかるというのが日経新聞にも載っております。

Uターン、Iターンの動機付けとして、あるいは新規学卒者の就職活動に対する支援として、何らかの形でやらなければならないということで、今議員おっしゃったような交通費の助成を去年検討しました。ところが、これが非常に難しい。どういう手段をもって支給ができるのか、どういう書類をもって支給ができるのか。例えば車で来た、その人がどういう手段でいくらかかったということを申告ができるのか。あるいは新幹線で来た、例えばですね新幹線を使ったと。これも就職活動に来たか否かということが確定できる証明というのがなかなか難しいのです。例えばそれを企業の方に求めて、確かにこの人が私どものところにあるいは面接に来ましたとか、それはなかなか難しいことではございませう。

そうなりますと今、議員がおっしゃったようにいわゆる現金給付ということでなくて貸し付け、貸付けであればそれをわざわざ悪用してということではなくなるような気がございませうので。いずれにしても何らかのことはちょっとやっていかないと、なかなか若い皆さん方がこちらの方の職場を選んでいただけるということが厳しい状況になるのではないかなということではございませうのでちょっと検討を。いわゆる補助なのかあるいは貸付けなのか、あるいは他に何か措置があるのか、あるいは全くいろいろ検討してもなかなか制度として築き上げづらいのか、このことも含めて。

今現在は先ほど触れましたように、いわゆる補助金的な部分で現金給付というのは非常に難しい。これはそういうことを考えたくはないのですけれども、悪用されればいくらでも悪用されるという部分も出ますし、その辺も含めていわゆる公平で公正な制度にしなればならいませうので、もう少し考えさせていただきたいと思います。何らかの形をとってはいきたいという気持ちは持っておりますのでご理解いただきたいと思います。

3 支え合う地域社会づくりについて

ボランティア・ポイント制度であります。ボランティアのポイントは22年3月議会

でもご質問いただいたところでありまして、私どもが22年の4月1日から65歳以上の高齢者あるいは障がい者を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって有償ボランティア制度「南魚沼なじょもネット」を開始した、これはご存じのことと思います。初めての有償ボランティア制度でありますので、この中で併せてボランティア・ポイント制度の導入についても検討したり、先進地の視察も行ったところでもあります。

結果といたしますと、ボランティア・ポイント制度の導入は非常に難しいという結論であります。なぜ難しいかと申し上げますと、まずはボランティア活動に参加できる方はそれはそれでいいのです。ところが、参加したいと思っても体の都合で参加ができない、あるいは仕事があって忙しくて参加ができない、それぞれ事情があって参加ができないという方、これはポイントがたまらないわけです。では将来自分がボランティアの力を借りようとしたときに、この人はポイントがある、この人はポイントがないからとこれはやはり非常に差別的な部分も出てまいりますので、それはちょっと難しいのだろうということでもあります。

そして今、なじょもネットの登録者数が58人、利用者数が56人です。登録されている方はやはり60歳代の方が一番多いわけでありまして。利用される方は65歳以上の障がい者が多いということでもあります。利用回数が470回、圧倒的に六日町地区は多くて334、塩沢では54、大和では82という結果が出ております。

それから今、市のボランティアセンターの運営状況であります。これは社会福祉協議会にありますけれども、登録者数が2,330人、これは実数であります。94グループございます。活動回数が8,799、延べ活動者数で2万3,472ということでもあります。個々のボランティア内容については省かせていただきます。そして市がボランティア活動に対しての支援の助成金は、84グループに対しまして約120万円、それから保険加入です、これは2,321に対しまして66万円強を支出しているわけでありまして。ポイント制度ということが非常に結果として差別を招くようなことになってはならないという部分が非常に強くありまして、ちょっとこのことは難しいだろうと思っております。

ボランティア活動というのがどこまでがボランティア活動なのかとこのこともございまして、今度は社会福祉計画の中で策定する中でのアンケート結果であります。今年の6月に実施しました。1,003名、有効回収が621。現在ボランティア活動に参加している割合は11.1です。年齢層ではやはり60歳代が17パーセントで一番多い。それから参加しているボランティア活動の種類、これはやはり高齢者関係が一番多いわけでありまして。次いで自然・環境保全、子ども、スポーツ・文化とこういうふうが続いております。

参加の理由は自分の向上になるから、世のため人のためになるから、仲間が増えるので楽しい、地域福祉の向上のためというふうが続いております。参加しない理由であります。仕事や家事が忙しい、健康に自信がない、活動に関する情報がない、身近に活動グループや仲間がない、きっかけがつかめないというふうが続いております。

ボランティア活動を地域の中で進めていくために何が必要かと思うこともアンケートをしておりまして、やはり時間的・経済的なゆとり、健康それから仲間の友人、生きがい・充実

感があること、趣味・特技を生かせること、家庭や職場の理解、こういうふうに必要なものとして続いております。

これでおわかりのとおり、当然ですけれども何らかの報酬を期待するとかそういうことではなくて、やはり人のためになりたい、あるいは自分の生きがい、それから仲間づくり、こういうことが色濃く出ているところであります。

先ほど議員もおっしゃいましたように、違う言葉で言えば「情けは人のためならず」ということでありますから、人のために尽くしておけば必ず自分のところにも、見返りなんていうことは言いたくありませんけれどもそういう部分が出てくるということでもあります。ポイントをためてこれを実施していくというのはそういう面も含めまして、また余りそういうことを期待してボランティア活動に入っているという方は少ない、そういないということもアンケートの中で表れておりますので、ポイント制度については今のところ実施をする意向ではありませんから、この後のご質問についてもよろしくお願い申し上げます。

親・子・孫の三世同居、これはですねこれが実現できますと本当に素晴らしいと思うのです。三世代、私も今三世半ぐらいですね。まだ母がいますのでこれを入れると四世代になりますけれども、この中でやはり暮らしていけるというのは、子どもたちにとってもあるいは親にとっても本当に素晴らしいことだと思っております。

この中で支援ということでもありますけれども、今現在このことを意識をして支援ということではありませんが、住宅では住宅リフォーム、それから高齢者あるいは障がい者住宅の整備の貸付金の事業、それからおおむね65歳以上の高齢者の自立した生活支援と介護者の負担軽減のための高齢者用の居室の増改築、あるいは改造に資金の貸付けを行っているということでもあります。住宅リフォームは補助でありますけれども。あとはソフト面では、在宅で要介護高齢者等の介護をしていらっしゃる家族に対して、金額が少ないというご批判はありますけれども、在宅要介護者高齢者家族手当等も支給したりしているところであります。

ここで問題になりますのは、そういう支援をしたから、するから、それがあから同居をするかという問題であります。意識の問題でありまして、今の傾向を見ますと例えば農村部で親子でもう当然暮らせる住宅もあり、何ら不自由がないという部分でありまして、やはり結婚をいたしますと、しばらくの間という言い方がおおむねいっぱいありますけれども二人で暮らしたい。二人で暮らし始めますと子どもが生まれて、子どもの世話だけは親や親族に頼んで、そして暮らすのはやはり二人と子どもと。子どもというか自分たちの家族だけということが非常に多くなっているのです。これはお金の問題ではないと思うのです。

お金の問題ではない。住宅改造をするお金がないからやむを得ずそうしているということではなくて、今の若い皆さん方の意識。そして我々世代の高齢者の方にもある意味、一緒に住んでもらいたいけれどもいろいろ波風が立たないということになれば、離れていて必要のときに孫の顔を見に行ったり、あるいは盆暮れ正月に来てもらったり、これで十分だという中高年の皆さんが大分増えていますね、まさに。

ですので、これは非常に素晴らしいことですが、なかなかでは何が原因で別居とい

いますか、二代、三代の同居ができないか。これもきちんとした調査をした上でないと、これに対してご支援を申し上げようとかそれがなかなかできないと思いますので、とりあえずはそういう意識調査的なことを福祉課がやれるか・・・ちょっと部長が変な顔をしていますから部長と相談しながらですね。しないことはないですね、されないことはない。されないことはありませんが、やはり意識をきちんとある程度我々が確認をしないと、このことについてあれができるとか、これをしようとかということは空振りに回る恐れがありますので、このことについてもじっくりと考えさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。以上であります。

中沢一博君 1 当市の基幹産業を守れ

基幹産業を守れということで、市長の方から本当に市が必死になって知恵を出して取り組んでいただいているということをお聞かせいただきました。本当にありがたいと思っております。やはり最終的にその方向性で行かれるように、私たちも一丸となってやっていかなければいけないと思っております。やったからダメだったというふうにならないようにしていただきたい。もちろんわかっていることでございますけれども思っております。

私が言うまでもございませぬけれども、この地域には数あるスキー場、いっぱいあります。本当に当地は雪がいっぱいですね、4メートルも降っていて、我々の地域は農業が主体ですから農業が終わり、そうすると全て終わると関東の方に出稼ぎに行かなければいけない。だけれども残された女性は必死になって家を、5メートルもあるところを守らなければいけない。その中で何とか大人の男の人を地元に残されないだろうか。そういうことを考えて必死になって、地域の人が融資し合って立ち上げたスキー場もあるわけでございます。

そういう本当に地域と雇用。お金というのでなくて雇用と、そして本当に経済効果を、まさに村おこしという部分を考えてやったというスキー場もこの地域にはいっぱいあるわけがあります。そういう面では内容的には市営スキー場と全く変わらないと私は思っております。市長が必死になってやられるということでございましたので、その答弁を期待したいと思います。

その中で1点ちょっと私が勉強不足で大変恐縮でございますけれども、確認したいことは、緊急保証制度というのがあるかと思えます。政府の方で。あの当時やはり多くの方が借りられたと思えますけれども、それで例えばこれに関しまして今こういう状況になったときに、追加融資は実際にできるのでしょうか。やはり、政府の緊急保証制度という部分がないと、実際の一般の部分でありますと、今信用保証協会が市が保証料を補填していただけるというありがたいご報告も回答もいただきましたけれども、実際、責任共有制度であって、保証協会が8割、金融機関が2割、そうすると実際のところは、もしものことを考えると嫌がって貸し渋りにいっているのが現実であるわけがあります。その分、今のような緊急保証制度の中で追加融資ができるのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

市長 1 当市の基幹産業を守れ

担当部長に答弁させます。

産業振興部長 1 当市の基幹産業を守れ

現在のセーフティネットの部分につきましては、信用保証協会の保証が必要というようなことでもあります。ですので、銀行の窓口に行っていただきましてそちらで保証協会の保証をしていただくということでございます。以上です。（「制度はあるのか、残っているのか」の声あり）追加というか今回の災害の関係で残っています。はい、ですのでり災届が要りますけれども、そちらを持って銀行に行っていただくということでございます。

中沢一博君 1 当市の基幹産業を守れ

今の言葉を聞いてほっとしました。やはり銀行さんというか金融、保証協会が全て今までネックになって、と言ったら言い方が恐縮でございますけれども、その部分で政府の部分があればそういう面ではかなり柔らかいという部分を期待しておりますので、ひとつ今までどおりに多分市の方に登録をした中で、それからそういう方に行くという形になるかと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そして学校教育の部分でありますけれども、今までも本当に学校教育を支えてきたスキー場ばかりでございますので、そういう観点からもぜひ国の方、県の方にもご要望をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は市長からも税制の面でもそういう制度があるというふうに聞かせてもらって、条例にもその部分が入っているわけでございます。市長がそう言っていたということには安心しましたので、ひとつ見守りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

2 若者と中小企業を結ぶ「就活手当」の創設について再度伺う

次に中小企業の就活の件でございますけれども、確かにその場ですぐ、来たからお金を精算するというような考え方は私は難しいと思っております。ですけれども、何遍も言うようですけれども、やはりお貸しするというか貸与するというそういう形の中で、何年かはこの地域に住んでいただければ税収も生むわけでございます。もう担当部署は若者がここに住めばどれだけ税収が入るかというの、すぐ数字が見えるかと思っております。そういう面でも私はこの部分をぜひ、市長は検討していただけるということでございます、何らかの形でしたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先日も高校生の求人倍率が新潟県は0.68だというふうに数字をお聞きしました。その部分を聞いたときに厳しいなと私は実感をしました。本当に先ほど市長が言ったように、大学生の就活にかかる全国平均が16万2,000円ですか。この地域は大体14万円だというふうに聞いております。そして九州とか北海道では22万円ぐらいだというふうに聞いております。この地域のことでございますのであれですけれども、本当に必死になって求めているわけありますから、ぜひ、地元の市の思いというものを若者に伝えていただきたい、そういうふうに思いますけれども、もう1回この部分をお願ひしたいと思います。

市長 2 若者と中小企業を結ぶ「就活手当」の創設について再度伺う

先ほど述べたとおりであります。問題と申しますかこの制度を設けることそのものが貸付金とかであれば問題はないのです。ただ、かかっている費用の多くがいわゆる今こちらの

出身で例えば東京の大学にいて、そしてこちらの方に帰ってきて就職をしようという目的で、こちらに就職活動に来る方は非常に少ないということです、まだ。職場が少ないということです。

結局東京にいながら大阪へ行ったり、あるいは北海道へ行ったりこの就職活動に非常にお金がかかっているということがこの調査の元でありますので、果たして、南魚沼市内に就職しようとする方でその制度をどんどんと利用する人が増えるかと言われると、ちょっとこれは心もとない部分もあります。いずれにしてもこの市内に若い人たちがとにかく就職してくれる、その糸口をつかんでもらうと。我々もその糸口をつかむということからすれば、これは別にむだになるわけでもありませんので、ある程度調査等もやらなければなりませんけれども、この方向は進めていかなければならないという思いであります。

中沢一博君 2 若者と中小企業を結ぶ「就活手当」の創設について再度伺う

武田節の一節に「人は石垣、人は城」という言葉がありますけれども、まさに私は市長が今おっしゃったように、南魚沼市の将来を考えたときにやはり人材に本当に来ていただきたい。若者が育っていただきたい。そういう組織を、ぜひそういうエールを若者に送っていただきたいと思っております。何遍も私、調査した中であれですけども、やはり今の介護保険のそういう奨学金みたいな制度がいいなというふうに、私は個人的には思っております。お金を貸してそして何年かはこの地元に住めばそのお金は返さなくてもいいという、そういう制度もございます。何とか多くの人にこの南魚沼市に帰ってきてもらいたいし、またいてもらいたい、そんな思いでありますので、よろしく願いしたいと思っております。

3 支え合う地域社会づくりについて

次に最後の部分でありますけれども支え合う地域づくりの部分で、市長からはボランティアの制度については難しいということでした。確かに難しいかもわかりませんが、一人家族の方が多くなっているときにお年寄りに、今もなじょもネットという部分もございますけれども、やはり元気で長生きというか生きがいを与えられるような、そういう部分を考えていただければなというふうに思っております。

私もいろいろ調べたところ、今この8月現在で介護ボランティア制度を立ち上げた全国の自治体が52ございました。その中で一つ一つ私もどのような状況であるかということをしていろいろ時間をかけて調べさせていただきましたけれども、これから介護保険制度で差別をするというそういう観点ではなくして、生きがいを持たせるといって、そして長生きをしていただくというそういう観点で私は進めたらいかなものかというふうに思う次第であります。これに関しては来年度5期計画があります。またその次もありますけれども、ぜひ計画をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後の三世代でございますけれども、わかっているけれどもということでもわかりますけれども、とにかくみんながわかっているのが、このままではまずいな、ということでもあります。このままではまずい。何とかしなければいけない。もう本当にそんな状況でございます。やはり三世代で、私の周りではないですけども、今は一緒に住むのがいやだという人が多い

のは事実です、私も感じます。だけれども、例えば市長がよく重点政策でおっしゃっている子育て支援に関しても、出生率の多い今は沖縄でしょうか。ですが福井県がずっとトップできていました。それを私も調べましたら、やはり三世帯世帯が多いというそういう内容が高い位置を占めておりました。

私は今後の南魚沼市を担ったときに、この部分はなかなか難しいでは済まされないというふうに思っております。市長も何遍も言っております。最小の経費で最大の効果を上げることであると市長はおっしゃっている。まさに自治体の力量が問われる部分だと思っております。ぜひ、期待しております。最後の市長の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

市長 3 支え合う地域社会づくりについて

最後の三世帯同居ということだと思いますが、これは先ほど申し上げましたようにすばらしいことです。ただ、それを施策として進める上でやはり問題点も多々ありますので、その辺をちょっと吟味をしながら、あるいはできる限りの調査的なこともやってみながら、本当に何を求めているかという部分が出てこなければ、さっき触れましたようにただ単に同居するから、家を直すからその財政的な支援をしますでは、これは全くやはり魂が入らないといえますか。仏作って魂が入らずということになりますので、本当に最小の費用で最大の効果をあげるために何が必要かということはいくらもきちんと調査をしながら、まずそこを見つけて、そして何ができるかということをやっていかなければならないと思っております。

この三世帯同居とかあるいは二世帯同居、やはり一緒に暮らすということはすばらしいことですから、これをやはり皆さん方から肌身で感じていただいて、そういうことがどんどんと進んでいけるようになれば本当にすばらしいとは思っております。

議長 質問順位 8 番、議席番号 10 番・牧野 晶君。

牧野 晶君 それでは通告にしがいまして一般質問を行わせていただきます。

放射線への対応は

今回は 1 項目に絞りました。それこそ放射線への対応はということで、市の方でも今いろいろと学校等の草を取ったところ、側溝等を検査したりしておりますが、それこそ私は現在の空間線量とか、ふだん生活している場所については本当に心配はしておりませんが、放射性物質が溜まりやすいとされる側溝等について、十日町市や当市の学校、保育園の対処などを見てほかにもあるのではないかと、そういうふうに心配している点も多少あります。そしていろいろな保護者の方からも問合せがあったりもしますので、この点について聞いていきたいと思っております。

私は 5 月に放射線測定器、私が持っているのは 4 万円ぐらいのやつで、市がこれから購入する県の方で持っている機械に比べたら全然、全然安価なものですが、それでも濃淡というのは何となくわかったりするので、それを持って 5 月とか 6 月、とき人に貸したりもしておりました。そういう中で 5 月に市内の学校とかまた学校の側溝とかも、テレビ等でやはり滑り台の下や砂場が溜まりやすいなんていう話があったりしたのでそこを調べたのですが、余りグラウンド等と大して変わらなくて、ああ、大丈夫だなと、安心していたのです。十日町、

それから空間線量についてはちょっと気をもんだりして調べたりもしていたのです。正直、家の側溝とかは測ったりもしましたが学校等には行かなかったのですけれども、8月の終わりの方で十日町市の保育園とかそういうところの報道が出てから、ちょっと気になったので、5月のときに測ったある小学校の側溝を調べに行きました。

本当に5月のときは問題なかったのです。市の方でもそのときはもう調べていたのですが、高い数字が出ていたということですが。私はちょうど5月のときに大体この辺りは、この側溝は幾つぐらいの数字が出たという記憶があったので、そこと同じ場所を8月の終わりに測ってみたところ、本当にそのときよりも高い数字が出るようになりました。

私は正直、放射線というのは徐々に徐々に、それこそ半減期があったり、あとは水で流れたりしてどんどん薄くなっていくものだと思っていたのです。そして側溝なんていうのも一番濃いのはそれこそ3月の15日、そこからどんどんそれこそ半減期等あったりして薄くなっていくというふうな先入観で考えていたので、非常にそれが逆に濃くなる場所があるというのに驚いたわけです。

市の方も測った場所に関しては土砂を取り除いたり、そういうことをしたりもしたのですが、やはりまだ今現在幾つかちょっとざっとしか計測していないのかなという感じがあります。こういう視点、私はやはり市民の安全、そして市の産業への影響を考えると、しっかりみっちり調査して対応していくことが、人と大地と産業を守ることになると思うのでそういう視点で質問させていただきます。幾つかに関してはもう答えが、ほかの一般質問を私よりも先にやった方たちので出ている点もあるのですが、それでも聞いていきたいと思しますのでご答弁をよろしくお願いします。

学校等の汚泥をとった箇所は今後も溜まりやすい傾向が、それこそ高かったところをとったわけですが、そういうところは溜まる傾向が強い。高くなっていく傾向が強いと思うので、今後とも計測が必要だと思うが、市の方では今後も計測して調査をしていくというふうな答えを言いますが、このところしっかりと聞いてみたいです。

例えば、大体学校につき1か所、2か所、多いところで5か所ぐらい調査をしているみたいですが。多いところの学校では5か所ぐらい、でも少ないところの学校では1か所ぐらいしか調査していない。側溝1というふうにしか調査結果がホームページには出ておりません。私がちょっと聞いている話は、大体どの学校でも5か所ぐらいしていると聞いているのです。それをホームページに1か所だけ載せるというのは、問題があった、問題がなくても1か所ぐらいしか載せていない点もあるので、やはり調査したところはしっかりと載せていくべきではないのかなという思いがある。このところは何か所ぐらいの調査をして、その調査の中でどういうふうなことでホームページとかに公表しているのかについてお聞かせいただければと思います。

2番にいきますが、保育園、学校等は調査しておりますが、市内のいろいろな施設があるわけですね。例えば公園もあつたりもするし、観光施設だってあるだろうし、あとは例えば個人宅、農地なんかもできるだけ調査が必要だと私は思っているのですが、調査していくべき

ではないでしょうか。

今日の新聞でも十日町は観光施設についてやったとかそういうふうにも調査したなんていう話がありますが、やはりこの地域というのは例えば農地でいえば日本一の魚沼産コシヒカリの産地なわけです。しっかりと県の方でやってくれているという思いはあるわけですが、要は何か所かのピックアップでしかないわけですね。旧町ごとに1か所、1か所、これはこれでいいという思いもあるわけですが、それでも多くの箇所をやって、私は出ないと思っていますが安心・安全をアピールしていく必要というのはあるのではないのかなという思いがあります。

また、常に計測していることによって薄くなったり濃くなったり、やはり側溝等と同じに農地だって傾向が出てくる可能性があると思うのです。こういう場所が農地でも濃くなっていくということになれば、そのところで予防というのが出るわけです。土から出ていても問題かもしれないですけども、本当に米から出たら大変な問題になるわけですから、そのところで予防ということ踏まえてしっかりと検査をして、いろいろなデータ、放射線のプロではないといったって濃い、薄い。もう濃いところを薄くするにはどうすればいいかというのは、泥をとったりとかそういう点で大きな対応としてはできる点は出ているので、本当にこれだけ広大な田んぼをいろいろとやっていく点は非常に大変かもしれないですけども、例えば田んぼの中でもここは溜まりそうではないか、溜まらないのではないかとかそういうところの濃淡というのを、そういう傾向というのだから調べれば分析していけば出ていくと思うので、こういうことでノウハウを得ていくというのは非常に大切ではないのかと思ひ質問していきます。

2番の農地とかのことも言いましたが、再質問でしていこうか・・・

3番については他市では食品を計測する機械を。これはちょっと新潟県内では私はまだ新聞等で見たりもしていないのですが、やはり東北の方、福島とか宮城の方では食品を独自に計測する機械を購入して、学校給食や地場産農産物を計測するという動きもあります。当然、それこそこの地域は合宿とかが夏はあるわけです。一部の方から、一部の方というか子どもが合宿に来るのだけれども、その中で自分の畑のトマトなどを食べさせたりもするのだが、保護者からそれを測ってくれなんて言われたのだというふうな話もあるわけですね。その方は市の方にそういう場合はどうすればいいのだという話をしたら、検査機関に独自で出してもらおうかしらがないというふうな、そのような回答っぽいことを言われたようなのです。

ただ、今の時期というのはその当時7月とか6月の頃というのは、非常に検査機関もえらい忙しくて、要は民間のやつを見てくれなかったとかそういうふうな点もあるわけです。本当に何て言っているのかな、観光業者さんの方で検査をしてそれを、例えば旅館さんなんかそれが検査できるような体力を持っているところであればいいのですけれども、なかなかこの辺のは中小な点もあるので、要はそうなるとお客さんが逃げてしまう点もありますし、一つは観光の視点という点もそうですし、学校給食とか非常に今放射能についてすごい心配

している保護者の方たちもいます。それこそできれば市の方で購入して検査をしていく。そういうことによって子どもたちをしっかりと守っているのだぞ、あと産業を守っているのだぞ、そして農地だって今度は外注に出さなくてもいいわけですから、自分たちで測っていきえるというふうにもなっていくと思うので、こういう点しっかりと計測して公表してオープンにしていくことが、この地域を守っていくべきではないのかなというふうな思いがあり、今回こういうふうな質問をさせていただきました。よろしくご答弁の方、お願いいたします。以上になります。

市長 放射線への対応は

牧野議員の質問にお答え申し上げます。まず最初に放射能の件で私もよく覚えておかなければならないと思いますし、議会の皆さん方もこの数値をひとつよく覚えていただいて、それからそれぞれまた不安のあるところ等についても、解消していかねばならないと思っております。

まず、医学的に問題はないといわれている数値は、年間100ミリシーベルト以下であります。自然から、これはいつも言われておりますけれども年間2.4ミリシーベルト、これはもう自然から出ているということです。それでそれぞれ考慮して年間、この部分を除いて年間1ミリシーベルト以上にならないようにというのが、今の国等も示している基準であります。ミリシーベルトですからマイクロの千倍であります。ここをまず、これは24時間365日それを浴びた場合ということになりますから、そこもひとつ十分ご理解いただいた上で、これからまた私もお答弁申し上げますのでお願いいたします。

まず一番目の学校の汚泥を取った箇所は今後も溜まりやすい傾向。これは十日町さんであいうちょっと高い数値が出たときに、県の方もいろいろ調査といたしますか研究結果を発表した中で、大規模なというか大きな建物これにやはり雨が降る、それを全部集積をして1か所あるいは2か所に雨水を排出するわけですので、そこにそれらが全て凝縮をされていくという傾向はやはり出ると。300倍程度になっているのではないかという話でした。これは確かにそうだと思います。全部集めるわけですから。

ですので、プールの排水溝とか、プールはあれだけの面積でかかえてそれを全部1か所に出すわけですからそういうところ。あるいは枯れ草等の堆肥場的なところですね、これも草についた部分を全部集めてそこに積んでおくわけですから、当然ですけれども持っていった分だけ余計出るということですから。

先般テレビでもやっていましたけれども、枯葉等でも風で全部くぼ地に低いところに枯葉がみんな寄るわけですからそこはやはり相当高い、これは浪江町の方ですけれども相当高い数値が出る。ほかのところの数倍の数値が出る。ですから、溜まりやすいところそういう部分と溜めたところにまずは高い数値が出ると、このことをご理解いただきたいと思います。

学校、先般はグラウンド等は全て調査をした中で問題なしということでありました。十日町さんの例を受けて、それではプールの排水溝だとか、あるいは雨水の集積しているところとか、あるいは側溝だとか、草木を集積しておくところとか、あるいは低くなっているところ

ですね、俗に我々のところではくぼ地、くぼ地と言いますが、ちょっと低くなって雨水が溜まる場所とかそういう部分を今全部調べております。

調べておりまして0.3以上という部分も相当数出ています。これは出ていますが、本当に限られた部分ですので、それらについては例えばその土砂を撤去したり、あるいは堆肥物等を撤去したり、くぼ地についてはそこに覆土したりとか、そういうことで全部測ってその後の数値については問題のない数値ということを確認しております。相当の箇所をやっております。1か所とか2か所とかではなく、そういう恐れのある部分とかは相当数調べておりますので。

なお、この数値の結果については、私どもも測った数値を県に報告して、そして専門家のご意見を付していただいてプレス発表ということになりますが、プレス発表の前には議会の皆さん方には、専門家のご意見がどう付くかは別にしてこういう数値であったと。この保育園がこういう数値であったと、この学校がこういう数値、学校のどこかと。それを例えば撤去して、除去してその後はこうなると、これを全部、報道前に公表させていただこうと思っております。今その数値を集計したり、やっているところです。

公園についてはもう8月1日に全公園を調べまして、これは問題なしということの数値が出ておりますので、これについてはまた改めてやろうということではありません。ただ、学校、保育園の空間線量はこれからもずっと調査をしていきますし、モニタリングポストは1か所あるわけですので、特に子どもさんに影響があるといわれておりますから学校、保育園については今後も継続的に空間線量の調査はしていきます。高い数値がもし出るとすれば、その原因がどこにあるかそれをつきとめてそこは除去すると、あるいは覆土するということが対応してまいりたいと思っております。

2番目の市内の施設や個人宅、農地とこういうことであります。市内の施設という、公園についてはもう調べてありますのでこれは心配ございませんけれども、個人宅だとか農地だとかこれは非常に難しいことであります。個人宅もどこを調べればいいのかというこれは、ですから本当に心配があって、例えば相当広い住宅で屋根の水がある程度どこかに集積をされてそこに土砂溜めがあるとか、そういうところが心配だとかということがもし出てくるとすれば、それは市がサーベイメーターを購入してからの対応は、貸出しでなくて市の職員が行って測るということではできるかもわかりません。が、いずれにしても2台でありますから、全家庭を調べるなんてことは不可能です。不可能ですので、いわゆる空気中の線量のモニタリングポストあるいは学校等を測っていきますから、それらの中でご判断いただくということで十分だと思っておりますので、それは個人に対応ということは余り考えません。

それから農地ですけれども、これは3月のいつだったですか、これは1か所でしたけれども市内の農地の1か所をとって、14.5ベクレルという数値が出ました。これはもう全く問題のない数値であります。その後農地については独自に確か調べているJAさんもあると思うのです。問題の数値は出ておりません。農地がどこに溜まりやすいかといいますと、特に田んぼはこれは代かきをして水を入れて、そしてその水も全部また流して何度も水も入れて

おりますから、田んぼのどこかに集積しているということはまず考えられない。考えられません。

ですので、田んぼについて調べると言ったってなかなか。今、県の方で3か所、田んぼではなくて稲から検出されていないということですので、いずれかの機会に代表的なところの線量を測ってみるということぐらいはできるかも知りませんが、とても、怪しそうな箇所を見つけて全部それを測っていくということは物理的に不可能であります。これは空間線量を測る中である程度ご安心をいただきたいと思っております。

さっき言いましたように例えば高い数値が出たとしても、24時間365日、そしてもし出れば、それはそこをすぐ取り除くとか覆土するとか、それで全く心配のない数値に落ちていくわけありますので、心配はいらぬということをもまず皆さん方からご理解いただきたいと思えます。

それから昨日もちょっと触れました。放射線が出ているところから離れた距離の二乗に反比例するということですから、例えば高い数値が1万ベクレルも例えば出ている。10も20もシーベルトが出ているというところから10メートル離れば100分の1です。除去ができなくてもそういう場所があるとすれば、それはもう立入禁止とか、あるいはそこを物で覆うとかそういうこと。全面積がそういうことになればそれはできませんけれどもそういうことではないので、そういうひとつ安心の方も考えながら。かといって全くそれを調査もしないで放置しておくということではありませんので、きちんと調査をしながら市民の皆さん方からご安心をいただくという方向をきちんと確保しておりますので、よろしく願いいたします。

食品の計測ということ。今日の新聞に雪国まいたけさんが独自に計測器2台を4,000万円で購入して、自社のまいたけやエリンギやそういうものについて独自検査をして、その情報を携帯から全部個々がとれるというようなことの導入をしたという発表がありました。食品を調べる、調べると言いましても、不特定多数の皆さんから食べていただく出荷する分については米をはじめとして検査しているわけです。

まず南魚沼産については7月から8月にかけてほうれん草、ズッキーニ、スイカ、まいたけこの品種は検査を全部しておりますけれども、いずれも放射性物質は検出はなしです。それから1回8月7日に養殖ニジマスの内臓から17ベクレルというセシウムが検出されたという報道がありました。これは聞いております。これは17ベクレルということで、しかも内臓でありますので、全く基準値以下だということで問題にしておりませんし、米は先ほど触れましたように全く検出されずであります。市で独自にそういう恐れが非常にあるということであれば、これは金額がどうか検査態勢がどうかと言っておられませんけれども、そこまで過剰に反応する必要は全くないという思いでありますので、市で独自に食品の検査ということは考えておりません。

それからこれは質問がなかったかどうか、通告書にはありますのでお答え申し上げます。土砂撤去後の今後の計測ということでもあります。一括の中でやったということですかね。こ

れはもう継続的に測定をすると。そして0.3ミリシーベルトを超えた場合は全部撤去して、そして一時保管所に保管させていただいて、その後の処分については国が全く指針を示しませんので今のところ溜まる一方、どこにおいてもですね。早くこれを処分できる体制をきちんと出してもらいたいのですけれども、これはなかなかどうなりますかちょっとわかりませんが、低いから独自にその辺にみんな穴を掘って埋めたということは、ちょっとできないことでもありますので、これは国の方の指針待ちでありますけれども、そういう対応をしてまいります。

それから学校給食材の独自測定。これは県内で流通している野菜等の食材を毎日放射能検査が行われておりますので、ただ、全ての食材を全部やっているということではありません。定期的に順次公表されて、そしてその上にまた市で独自にその調査をするということはちょっと考えておりませんので、先ほどの食品検査の答弁と同じであります。今やはり市内産からとか、あるいは県内産からということがほとんどありませんから 市内産は全くありませんので、心配をしないでおいしく十分食べてもらおうと思っております。以上でありますので、また答弁が足らなかったら再質問でお願い申し上げます。

牧野 晶君 放射線への対応は

再質問を行わせていただきますが、1番についてはそれこそ学校の汚泥を取った箇所は今後公表されていく。今現在ホームページでちょっと出ているのが側溝1、側溝2とか書いてある。何か所かやっている割には出ていなかったの、そのところはきちんとしたのがこれから出てくるというふうな認識でいいわけですね。(「そうじゃない。ちょっと議長、事前に申し上げておく」の声あり)

市長 放射線への対応は

それぞれの学校に溜まりやすい場所等があるわけです。ですから、4～5か所調べているところもあれば1か所で済まんでいるところもありますから、その箇所数を増やしたからどうだということではない。溜まりやすい場所、あるいは高い濃度が出る可能性の疑われる場所ですね、例えば堆積場とかそういうところを全部調べていますので、全部何か所ずつ測ったということではないのです。怪しいところをとにかく見つけて測っているということです。そういうふうにご理解ください。

牧野 晶君 放射線への対応は

はい、そういうふうには理解していますが、測ったと聞いているけれどもそれが今現在ホームページに出ていないところもあるので。そのところをちょっと私は聞いているので、それは今後出てくるのかなというふうに私は認識しているのですが・・・(「出ますけれども」の声あり)はい。

それこそ公共施設等、公園等は測ったと言っていますが、例えば8月1日現在だと広場だけ測ったのですか。それとも側溝等溜まりやすい場所は測ったのかについて、こういうことをちょっと聞いてみたいなという思いもあります。例えば農地なんかは当然代かきや水を入れたり出したりすることによって攪拌して、それほど高くないという思いがあるわけで

すが、例えばそれでも当然同じように農地だって側溝等があるわけです。そういうところ等は測っておかないと、要は本当にどういうふうな影響が出てくるかわからない。それこそ市内を私だってどう考えても物理的に不可能というのはわかるわけですが、それでも水路であれば例えば何か所かピックアップして測って行ってデータ収集を、本当に大丈夫なのかどうなのか調べていくことは大切ではないのかなという思いがあります。あとそれと2番のところの中で農地のことは言ったわけですが、農地等の用水とかそういう点についてちょっとお聞きしたいのですが。

市長 放射線への対応は

空間線量をまず測っているのです。そしてちょっと高い数値が出るところを追っかけて行くわけです。場所が特定されてそこがということになるわけです。ですから空間線量そのものは常にモニタリングポスト、まずこれが一番最初ですね。それから例えば学校や保育園であれば10センチ、50センチ、1メートルのところを測ってやっています。公園についても側溝までどうだ、こうだということではなくて、いわゆる空間線量を全部測って歩いたわけですから、そこで例えばあればそれは10メートルも離れていれば別ですけども、あれば当然線量として出てくるとのことだということに理解していただかないと、側溝があるのを全部、道路側溝も全部調べていくかということそれはなかなかできません。得ませんので、溜まるような場所。普通に流れていけばほとんど問題ありません。

ですから、農地についても溜まってしまってそこへずっともう常に水がそこへ貯留されているというような部分があるとすれば、それは調べてやりますけれども、一般的な用排水路はそういうことは普通ないわけです。大体流れますから。流れているときにどんなに出たかそれはわかりませんよ、私も。わかりませんけれども、大体が下り下って魚野川、その後は信濃川ということになっていますから。

そして魚野川についても、今測っている部分については水からは一切放射性物質は、今日の新聞にも出ました全く出ていないということです。今、心配をされているというのはやはり3月15日のときに間違いなく福島から放射線はこっちへ来ましたから、その後何日か続いたわけでしょう。今、では、福島の方から毎日毎日放射線がどんどん来てるかということ、もうそういう状況ではないということはおわかりだと思います。一部の専門家の間ではもう放射線の放出は止まっているということをおっしゃる方もいます。これはわかりません。

わかりませんがそういうことですので、農地について全部調べろなんてことは全くできませんので、これはちょっと心配だぞという箇所がありましたらちょっと教えてみてください。そこ行って測れるかどうか。今我々が機械を持っていませんので、県から借りたときにそこへ行けるか否かちょっとわかりませんけれども、市で購入した後であればそれはまた市が独自にやることはできますけれども。とても農地だ畑だを全部調べて歩けということは、これは一般的な空中のモニタリングポスト、あるいは例えば学校等 大体地域的に学校は全部あるわけですから、その空間線量でご理解をいただくというより方法はないと思います。公園についての調べ方というのがもし、わかったら。都市計画の方で全部調べておりました

から、もし、わかったら答弁してやってください。

建設部長 放射線への対応は

都市公園の児童公園等につきましては、先ほど市長が言ったように空間線量の10センチ、50センチ、1メートルと、この3か所について測ってコンマ3以下ということでございました。以上です。

牧野 晶君 放射線への対応は

空間線量10センチ、50センチ、100センチを測るといのはわかるわけですけども、私はちょっと実を言うと7月の学校を測るときに、どこでこれから測るのですかと聞いて一緒に回ったときに、2メートルも3メートルも違えば、もう全然数字が違うところも正直あるわけですよ。そうなので、例えばどんどんここがこうでこっちの方に行くところと高くなっているのというような、例えば市長が言われるとおり10メートルもあれのところはそういう点出ないので、細かくできる限り測っていくというのは大切だと思うのです。これからも頑張っってやっていきますという答弁が欲しいのに、それがあがみたいに言われているとちょっと違うのではないのかなという私は思いがあります。

それともう1点ちょっと2番ですが、例えば保育園、学校等では0.3以上のところの土砂を取っていくということなわけですが、仮に家庭で0.3以上の泥とか出た場合はどうすればいいのですかというふうな。家庭で自分で持っている機械とかで0.3以上出た場合はどう処理すればいいのかというふうな話もきたりもするわけですが、そういう場合どういうふうに考えていけばいいのかについてご答弁をお願いします。

市長 放射線への対応は

ご不満のようではありますが、最初から、これからはちゃんと測定をしていきますということ前提にそう言ってから話しているわけですから、やはり私の言うこともよく聞いていただきたい。よろしくをお願いします。

家庭でどういう機械を使うかは別にして、いわゆる市販されている部分については2~3倍から270倍ぐらいの差があるのだそうです。ですから、それを各家庭の皆さんが例えば牧野さんのお借りしてここは0.3以上あった。そうしたらそこを覆土でもしてもらいよりほかにありません、なかなか今のところ。それを撤去してどこへ持ってこいたって持っていく場所がありませんから。ですから、覆土をもらう、あるいは何かかぶせてもらう。それだけでもほとんど落ちますから。もし、ご心配な分。

それが全部に広がっているということはほとんどあり得ない。例えば草を積んでおいたところがそうだと。じゃあその草の上にビニールシートをかけておいてもらうとか、そういう対応をまずしてもらわないと、とってそれを常々、一々市に連絡して持っていけ、持っていけと言われても、それは簡単に対応できませんので、もし、そういう事例が出ましたらまずは自分で、一番いいのはやはり土をかぶせることですね。そうでなければ鉛をおけば一番いいのだそうですけれどもこれはできませんから、まず土とかビニールシートとか何かでまず覆うということです。

昨日の、また赤旗の宣伝をしますけれども、窓際にいるだけで真ん中にあるのと全然違う。それから窓際に本棚を置いたとかロッカーを置いた、それだけでも全然違う。当然ガラスがあれば全然違う。そのくらい物があれば放射線量は届きませんので、自衛のためと思ったらまずはそういう形をとっていただきたい。

そこで、なお相当の危険があるとかいろいろ問題があるとかであれば、それはきちんと行って調べますけれども、それをやり始めればきりがないということですのでけれども。まず、大丈夫だと思いますけれどもそういう心配のある方はちょっと測ってみて、後でご連絡ください。どうぞお願いいたします。

牧野 晶君 放射線への対応は

市長の答弁は個別に対応していくよというふうな回答だと思うので2番については終わらせたいと思います。

3番について、それこそいろいろな食品とかホームページを見れば全部出ているので、非常に私もそういう点は安心をしているわけですが、ただ、やはり営業している方の立場、要は合宿を受けて、例えば東京の幼稚園とかそういう方たちがこっちの方に来るので、家の畑から食べさせたいというときに、なかなか自分たちで対応できるかといったら対応できないわけですね、旅館等は。やはりそこまで気をもむなというふうにはお客さんには言いづらい点もあるわけですし、県の方でこういうふうには調べたりもしていますが当然市の方でもこういうふうには独自検査しています、安心してください、というふうに言うためにも、私は地場産を独自で食品を計測する機械と、これからサーベイメーターだって来るというふうにも言っています。こういうふうな事態が今は福島だけですが、それこそ何があったときのためにもノウハウの準備とかいろいろな点で考えておくのが、一つの要は予防的な考えでもいいのではないのかなという視点で聞いているわけですが、もう1回、3番についてお答えいただければと思います。

市長 放射線への対応は

県が調べたとか市が調べたとかということが問題ではないわけです。県がちゃんと抜取りですけれども南魚沼産のものも、ほうれん草 一番出やすいといわれているほうれん草からズッキーニ、スイカ、まいたけ、全部調べて出ていないのですから。これを例えば各民宿の方がそういうことを言われたからとそうだったら、やはりそれは検査機関にお願いしていただくよりとっても対応ができかねます。それを市でその機械を買えといったってこれはですね、しかも疑惑を招く恐れが出ますからそれは余り考えないでください。

そして、もしあれでしたら農協さんとかそういうところにちょっと相談してみたいと思います。農協の体制の中で独自に検査ができるのか。あるいは県にですね、もしそうであったら。だけれども問合せがあった、すぐ調べてくれ、これはなかなかできませんから、一応県も抽出するのはそれぞれの地域の部分を抽出しながら測っているわけです。県の検査結果として出ていませんと、私たちの地域も調べていただきましたと、これよりほかにはちょっと対応のしようがないと思うのですけれどもいかがでしょうか。

牧野 晶君 放射線への対応は

市長が言っていることは私も理解できますよ。私も理解できる点があるわけですが、自分で調べようと思っても検査機関が受け付けてくれない点もあるわけです。例えお金を払って自分たちで測りますよって言ったところで、要は今忙しくて自治体とか公共のところからでないと受けませんよというのもあるので、そういう点をぜひ。そういうふうに調べてくれというのが年に何回ぐらいあるのかなんて、それは私だってわかりませんよ。あるかどうかわかりませんが、ただ、そういうふうなニーズを持っている人たちだって、心配している方たちだって、応えていきたいという営業をしている旅館の方もいれば、それこそ農家の方だっているわけです。ぜひまたご検討いただければという点で質問しておりますので、よろしくお願いたします。

市 長 放射線への対応は

一切取り合わないとかということではなくて、市にそういう体制もございませんので、県がきちんとやっていく中でご理解いただくと。そして組合的な部分で例えばそういう心配が非常に今あるからと、それは県にお願いすれば県はそれはやってくれますよ。個人の家が、おら家のお客がそういうこと言ったから調べてくれ、それはだめですけども、例えば民宿組合そういう中でそういう心配もあったのでそれをちょっと調べてくれと。それは市も受け付けながら県にもお願いしますから、そういう対応でひとつご理解いただきたいと思います。

議 長 休憩とします。休憩後の開会は11時20分とします。

(午前11時02分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時21分)

議 長 なお、質問者に申し上げます。市長答弁につきましてはよく答弁を聞いた上で、いま一度、いま一度。これは市長答弁が足らず質疑に十分に答えられないと、答えてないというときに限りますので、その点を十分注意の上、いま一度またをやってください。

議 長 質問順位9番、議席番号8番・山田 勝君。

山田 勝君 発言を許されましたので一般質問を行いたいと思います。2点、介護者支援制度の確立を。3月の定例会では介護される立場の方の質問をさせていただきました。今回は介護する立場の支援ということで。もう1点、魅力あるまちづくりに芸術文化振興をというそういう大きな2点で質問をさせていただきます。

1 介護者支援制度の確立を

3月の定例会での一般質問は包括支援センターの機能充実ということで、地域福祉力向上について質問をさせていただきました。要介護者を含む一つの家庭、家族として総合的な支援が必要なことを提言させていただきました。今回は介護する人に視点を当てて、行政としてなすべき支援について伺いたいと思います。といいますのは3月の一般質問の後、日本女子大の堀越先生を中心としたケアラーを支えるためにという、家族を中心とした介護者の実態調査報告書を手にする事ができました。その中で介護をする人ケアラーについて非常に

細かくアンケートによりまして分析され、問題点を多く指摘し、また提言をされているためです。南魚沼市も調査対象となっておりまして、良質な福祉のため今後より良い行政対応をしていくために、ここに一般質問するに至りました。副題としましては福祉のまちづくり推進を、とさせていただきます。

旧来、介護というものはそれぞれの家庭内の問題とされ、家族がひっそりとお年寄りなり障がい者なりを介護していました。そこに福祉の手を差し延べ、保健も医療も一体化させ社会として介護しようと大和方式が始まりました。家庭内介護の常識を社会で支え介護することが、これが常識であるという大きな思想転換を図ることができました。いわゆる社会介護システムへの転換でありました

しかし、近年高齢者の急増を迎え国の福祉関連費用の増大を受けまして、小泉内閣の際、毎年2,200億円もの医療費削減が実施されました。療養病床の削減など社会の要請に逆行するともいえる政策をとってしまいました。再び家庭内介護へと方針を進めてまいったわけであります。

介護を受ける人への支援制度、それは介護保険法に始まりまして社会的課題として政策対応は十分とは言えませんがなされてきました。しかし、介護をする人、ケアラーに対しての政策対応は全く考慮されてきていないと断言していい状況でありました。この後これからの質問の中では介護者をケアラーと表現します。ケアラーの能力や資力によって介護の程度に大きな差が出るばかりか、現状のままでは良質な介護が期待できません。孤独になりがちなケアラーの精神的な負担もくみ取ってあげなければなりません。

ケアラーの心の叫び、SOSを受けとめる場所も、将来の不安への相談をできる場所も必要です。いろいろな情報の提供も必要であります。ときには介護疲れによる不幸な事件を目にすることもあります。記事にならなくても介護に関する苦悩についてはネット上にあふれています。非常に多くの方が悩み苦しんでいるのであります。

近年の経済情勢から高額療養施設、介護施設に入所させることができず、また経済的に許しても施設が不足して入れないなど、高齢者の急増に合わせ家庭内介護は急拡大し今後もその傾向はつづきます。現在、介護をしていない普通の生活者にとっても介護に対する認識はまず疲れと思う、お金がかかると思う、覚悟しなければならないなど非常にネガティブなイメージを持っています。それだけ介護をすることに對して不安を感じていることにあるからです。介護をする際の政策的支援が見えないからであります。

社会的生産性という観点からも、現状のままではケアラーの社会活動に大きな支障となり、社会的な生産性は大きく減少してしまっています。こういったことからケアラーの支援のための新しい公共サービスの設計を構築する必要があるのです。こういったことから何点か伺いたいと思います。

一番、まず実態を知ることが大切ではないかと考えます。実態を把握して、初めてそこにある問題や解決策の検討ができるわけです。ケアラーのいる所帯の割合は調査の先ほどの報告書の中で、北海道栗山町では6.5軒に1軒、南魚沼市は4軒に1軒の割合で高くなってい

ます。南魚沼市は長寿でありますのでそこに原因があるのでしょうか、全国的には5軒に1軒の割合となっているようです。市での家庭介護の実態把握状況はいかがになっているでしょうか。

二つ目、先ほど紹介しました実態調査報告書に非常に多くの問題点の指摘と政策提言を掲げています。この報告書は市の方もお持ちと思いますが、今後の活用について方針を伺いたいと思います。

三つ目、介護経験者は地域に非常に多くいます。そして職員の中にもいるのではないのでしょうか。その経験はただその人個人が家庭で介護を終わってしまうと、大半がその人だけで消滅してしまっています。ところが周りを見ますと現時点で多くの介護をする人、ケアラーが周りにいるわけです。経験の一つでも伝えることや、悩みを一つでも聞いてあげることがどれだけケアラーの支援になることか、その経験者は知っていると思います。地域でケアラーへの支援の形づくりをすべきですが、取り組みはいかがでしょうか。

四つ目、本調査結果に基づいた現状と政策提言などを含め、今後の介護保険計画、地域福祉計画にどう反映させていくのか伺いたいと思います。

五つ目、市民の介護者支援への理解を深めるためにも、介護未経験者のネガティブなイメージを払拭するためにも、介護支援政策の紹介も兼ねケアラー支援センターを設けるべきと考えますが、このことは福祉のまちづくりに大きく貢献すると思います。見解を伺いたいと思います。

2 魅力あるまちづくりに芸術文化振興を

それでは大きな二つ目、魅力あるまちづくりに芸術文化振興をと。隣町、十日町市・津南町で企画されました大地の芸術祭は370点もの作品を集めています。国際的な芸術祭になり大きな反響を呼んでいます。また、全国で高校生対象の何々甲子園、思いつくだけでも版画、漫画、写真、俳句、もう少し調べてみますと映画、パソコン、最近では携帯電話の甲子園もあるようです。その中に笑顔甲子園というのがありました。インターネットでのぞいてみますと思わず楽しくなってしまうましたが、漫才的なもので会場の人たちをいかに笑わせるか、楽しくさせるかというものを競うようでありました。笑いも大きな文化だと思いました。

文化や文化財といっても範囲は広くて、古くからは古墳、新しいところでは先ほどの先端機器そういったものもあるわけですが、形のあるものだけではなく技術や言葉、伝統など形にできないものもたくさんあります。平成21年7月に新潟市美術館で館内にクモの巣やカビが発生しまして、奈良の古寺と仏像展が開催中止になりました。その結果、長岡近代美術館に来ることになったわけですが、近くに来たおかげで私も見に行くことができました。文化財の保管も大変な技術と経費がかかるものだと改めてそこで認識いたしました。

しかし、いずれにしてもその文化なり文化財があることで心が豊かになったり、先人の思いや歴史を受け取ることができます。そのことにより、今そこに住む人は心が潤いひいては魅力的なまちになります。文化力の高さは一つのまちの魅力のバロメーターと断言したいと

思います。中学生観光ボランティアの熱心な活躍も聞いています。若い人たちが地域を知り誇りを感じ、市内出身者もまちの文化を聞くことで大きな励みになります。南魚沼市文化財保護条例第1条目的に、「市の区域内に所在する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の郷土に対する認識を深め、文化の向上に資する」とあります。こういったことから現在、芸術文化の保護、活用、向上についてどのように考えられているか改めて伺うところであります。

一つ目 総合計画後期計画にあります第2章教育文化のところ、地域文化の振興の現状と課題につきまして、現状の分析と課題、それへの対応状況を伺います。

二つ目 直江兼続公や鈴木牧之、越後上布や毘沙門裸押し合いなど地域の持つ文化をどのように発信していくのか。また、新しい芸術祭などの創設により文化の振興を図る計画はいかがでしょうか。

三つ目 総合計画の先ほどのところでの施策の概要の欄では、文化振興計画を策定し地域文化の計画的進捗を推進します、とありますが、総合計画・実施計画のところにも内容は見られません。現在の進捗状況を伺うものです。なお、その計画のあとの括弧書き、文化の香りのするまち南魚沼、これは私が勝手に挿入しましたのでお許しください。以上大項目2点、壇上より質問させていただきました。終わります。

市長 山田議員の質問にお答え申し上げます。

1 介護者支援制度の確立を

家庭介護の実態把握ということであり、議員おっしゃるように平成12年の介護保険法の制定によりまして、介護に関する国民の意識は大きく変わってきたと思っております。それまではおっしゃるような介護は家庭の中で家族が行うものと、こういう常識的なものがあったわけですが、社会的に要介護の方を支援して家族の介護負担を社会全体で分担していかなければならないという意識に大きく変わってまいったということであり、

介護保険法が施行されてからもう10年が経過いたしました。介護保険施設あるいはサービス提供事業所、これは確実に今整備はされてきておりますけれども、まだまだそれが追いついていないという状況ではありませんが、整備が進んだことによる家庭内での介護負担の軽減、これらも進んでいるということは間違いのない事実だと思われ、

しかし、やはり高齢化が進みまして75歳以上の人口がどんどん増加しますし、団塊の世代がそれに達する時期にはピークになるわけであり、要介護認定者の数も飛躍的に増加している。そして介護保険サービスの整備が追いつかないという状況が今だと思っております。

これまで必要とされております介護保険サービスの量や内容につきましては、要介護者本人のニーズに基づいて今まで推定をしておりました。そして介護保険計画を策定してきましたが、第5期計画においてもその考え方は特に変わっていないというところではありません。昨年の暮れから在宅の高齢者に対するニーズ調査を行っております。

しかし、議員おっしゃるような家庭介護の実態、実態的なことはある程度わかるにいたし

まして、あるいは介護者の側からのニーズ把握、これらについては特に調査をきちんとやったとかそういうことはございませんでした。行われてこなかったということでもあります。実態把握がよくできているという状況では今ないということだと思っております。

それから全国の実態調査の活用でありますけれども、これは私どもの市、全国5か所の調査地域の中で南魚沼市で4,120世帯、これが調査対象となって農村部における家庭介護の貴重な基礎資料にはなっているところであります。

6月にこの問題について寺口議員からもご質問があってお答え申し上げたところでありますけれども、この調査結果をもって直ちに南魚沼市において具体的業務に反映させるという部分はちょっと見当たらなかったということでもあります。その調査の関係だけではですね。家庭内で介護に従事している方々の肉体的、精神的負担、それから相談をする相手がいない、こういう孤立感こういうこと、それからケアラー本人がケアを行えないような緊急時における要介護者へのサービスの提供、このニーズの高さというのは非常にありましたので、行政として有効な支援策を講じていかなければならないと思っております。それが現在どういう形かというのも、これから策定といえますか考えていくということでもあります。

地域での支援の形づくりでありますけれども、今現在この地域において家庭介護を行う方々のための支援団体というのは、認知症の人と家族の会新潟県支部、これは全国組織であります。それから若年性認知症家族の会、これは「空(スカイ)」これも全国組織であります。六日町地域介護者交流会「ほおずきの会」、これは自主グループでありまして月1回ぐらいずつは会合をやっております。それから塩沢地域介護者交流会「ひなげし」、これも自主グループで大体月1度。それから男性介護者の集い、これも自主グループで年2回ぐらいの意見交換こういうことをやっておりまして、親睦あるいは交流を深めて意見交換を行っているというところであります。

南魚沼市ではこういうことも含めまして地域包括支援センターを中心にいたしまして、「家族介護継続支援事業」を実施しております。社会福祉協議会と連携して今申し上げました団体やグループの活動を支援して参加者の拡大も図っておりますし、講演会これは年1回でありますけれども開催して、グループ同士の提携強化に努めているというのが今、地域での支援の形づくりの具体的な姿であります。

調査結果を介護保険計画、地域福祉計画へどう反映させるかということでもあります。介護保険計画におきましても、地域支援事業の中で任意事業として家族介護支援事業これを位置づけておりまして、引き続き家族介護者への支援を行っていくという計画であります。現在、策定中でありますけれども第5期介護保険計画においても、さらに家族介護者の負担軽減が進むように、介護保険サービスの一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

ただ、介護保険サービスといえますと、やはりマンパワー部分で家庭介護をなさっている皆さん方へ支援ということではないですけれども、介護保険を使っていただいてその負担軽減というのが一般的であるように思われまして、例えば金銭的な、それによって働きに出られないとかそういう金銭的な部分というのが大きく出るようであれば、これはやはり本来市

がどうこうというよりは介護保険事業の中で、そういう人たちに対する現金給付的なものも本来位置づけていかなければならない問題だろうとは思っております。ですので、介護保険法そのもののそういう部分での拡大解釈ができるか否か。今は単独にはできないとは思いますが、そういうこともやはり国の方に向かって提案していくべきかなという気は個人的には今しております。

支援センターの設置であります、今、家庭介護者を支援するための総合窓口は議員ご存じのとおり地域包括支援センターが中心的役割でありますし、社会福祉協議会においても相談窓口を設けておまして、このほかに新たに支援センターの設置ということは考えておりません。しかしながらケアラー調査結果において、信頼して相談できる人、窓口がないというこういう答えが20パーセントあったわけでありまして。より一層この地域包括支援センターの周知、広報がまずは必要だろうと。そこからがまず第一歩だろうというふうに考えております。

2 魅力あるまちづくりに芸術文化振興を

魅力あるまちづくりに芸術文化振興ということでありまして。後期基本計画にある地域文化振興での取り組みでありますけれども、今現在ざっと挙げますと、文化振興計画策定事業。これは平成24年度から取り組む予定でありまして、なぜかといいますとトミオカホワイト美術館、今泉博物館の動向がきちんと固まってからこれに着手したいと思っております。

それから文化振興事業としては、振興公社と連携して今年度は棚村基金設立20周年として「昭和の子どもたち」人形展も行いましたし、つい先日は「友情」という演劇を上演して市内の中学生全部の子どもたちにこれを鑑賞、観劇をしていただいたわけでありまして。非常に子どもたちも感激をしていたという当日の感想は届いておりますが、この後それをどう生かすかということがまた一つの課題だろうと思っております。

郷土史編さん事業も今ずっと続けておるところであります。それから国指定文化財の越後上布技術伝承・育成事業ですね。これは国・県と連携して伝承事業を継続しております。ご存じのように越後上布・小千谷縮布技術保存協会の技術伝承事業への補助金は交付しているところでもあります。

それが浦佐毘沙門堂の裸押合祭の習俗記録保存事業、これは平成18年から20年にかけて調査をして刊行いたしました「新潟県浦佐毘沙門堂裸押合の習俗」これをもとに今年度から平成25年度にかけて映像記録の作成に取り組んでいるところでもあります。

それから坂戸城跡ですね、この整備事業。実城の石垣整備これを進めているところでもあります。

それから県指定文化財の維持管理こういうことでありまして。ただ、この中で7月の豪雨によりまして樺沢城跡が大変大きな被害を受けまして、この復旧といいますかこれについては非常に難儀をするところでもあります。どう復元、復旧をすればいいのかというのも全く今手探りの状態でありますので、県と連携して対応していかなければならないと思っております。現在ある地域文化振興での具体的な取り組み事例をざっと申し上げました。

それから、これはもう県下でも最高に位置される評価の高い部分でありますけれども、南魚展ですね。新潟日報社が県内では唯一この後援をさせていただいている美術展でありますけれども、これは非常にレベルも高いですし出展作品も多いし、誇るべきやはり芸術、文化も含めてそういう祭典的なものだと思っております。

それから二番目の地域文化の発信と新芸術祭創設の考えであります。これを外に向かってアピール。例えば大地の芸術祭のようなものとしますと、これは相当規模も大きく水準も高いということが求められるわけでありまして、そういうことを作品を集めて構成できる。例えば大地の芸術祭では北川フラムさん、新潟の方では批判を浴びましたけれども、大地の芸術祭の創設者の主役でありますのであという方とか、そういう総合プロデューサーあるいは総合ディレクターといったような方々との出会いがなければなかなかでき得ないということとあります。

そのほか例えば大地の芸術祭だけで申し上げますと、地元負担も1億円。これは大体、毎回1億円ですね。県が3回目だか2回目でいわゆる補助を打ち切ったわけでありまして。あとは地元でやってくださいということで。今度は来年ですか、第何回目になりますか4回だか5回目が行われるわけでありまして、震災や豪雨で相当芸術品も被災をしたようでありまして大変悩んでいるようであります。この大地の芸術祭なかなか大したものだと思っておりますが、新潟の方で今度は水と土の芸術祭とか、いろいろ文化に造詣の深い市長さん方はそういうこともやっているわけでありまして。批判はやはり批判として十日町の模倣ではないかとか、いろいろのお言葉はあるようでありますけれども、それはそれぞれであります。

私どもが今新たに何かの芸術祭をこれから計画するという予定はございません。何をやるにしても今まで、例えばさっき言いました南魚展的なものをもっともっと内外にアピールして、例えば規模も大きくして。規模を大きくしたから内容が伴うかということこれもまたなかなか難しい面がありますけれども、そういうことの発展、拡大ということは考えなければならぬかともわかりませんが、新たな芸術祭等を今、計画するという考え方は持っておりません。

最後の芸術文化振興計画の策定予定であります。先ほど述べましたように文化振興計画策定事業というのは平成24年度から取り組みになりますので、内容といたしましてはやはり文化材の保護とそれから芸術文化振興、これを総合したものになるということで、取り組みを24年から始めるということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

山田 勝君 1 介護者支援制度の確立を

まず実態を知るということで3月の質問のときもそうだったのですが、もう何でもかんでも包括支援センターみたいな形になっています。包括支援センターでも、もうとても現在のある施設の状態、民間の施設も含めてそういったところも把握しきれていないと。お手あげに近い状態というような表現も前にいただきました。そういったことで、ちょっとその体制をもう少し充実すべきではないかなと考えるのですが、市長は増員とかそういう方向の考えはいかがですか。

市長 1 介護者支援制度の確立を

先ほどちょっとここに触れましたが、全国的なものでありますけれども20パーセント近い人たちがそういうことも、包括支援センター的な部分も含めてご理解いただいていないといますか、知らないという部分もあるのかもわかりません。例えばですね、そういう皆さん方が地域包括支援センターこれをどんどん利用するようになって、そしてとても人員が足りない。新たな窓口、支援センター的なものを設けるか、あるいは人員増でここがつなげるかという、そういう直面した問題が出れば当然人員増とか、新たな支援センターですかそういうことは考えなくてはならないと思います。今現在は社会福祉協議会にも相談窓口があったり、支援センターの中で100パーセント満足いただいているとは思いませんけれども、それ相応にやれているものだと思いますので、そのときどきの需要に応じて、これは今のままで固定していくということをここで断言できるものではありませんので、柔軟に対応できることだと思っております。

山田 勝君 1 介護者支援制度の確立を

柔軟な対応をぜひお願いしたいと思います。100パーセントというのはこれは無理ですけれども、ぜひそういう視点を持って包括支援センターなり、そういう体制づくりの目を持っていただければと考えています。

二つ目ですが、多くの問題点と政策提言、課題についてということで、市長がやはり何点もあげていただいた中に、一番要望の多かったのは緊急時の要介護者へのサービスが要望のトップにあがっていました。その有効な支援を現在考えて策定中と。できるだけ早急な策定を願うところであります。それだけの意見が出るということは、非常に多くのケアラーが経験をしているということだと言えらると思いますので、極力早い間の緊急時対応を策定願いたいのですがいかがでしょうか。

市長 1 介護者支援制度の確立を

なるべく早くということは理解をさせていただきました。そこで今、具体的にどこまで検討が進んでいるかという部分については、担当部長にちょっと答弁させます。どの程度までどうだということですね。

福祉保健部長 1 介護者支援制度の確立を

計画もそうですが現実問題として、例えばケアラーの方が急に病気になられたとかそういった緊急時には、ご要請があれば大概対応していると私は今認識しております。大量に10人、20人という話になれば別ですけれども、空き施設等を調査してショートステイなり何かを使うなりで対応しているのが、というふうに私は理解しております。

山田 勝君 1 介護者支援制度の確立を

そこで、やはり今の件で力になってくれるのが、なじもネットさん。大きな力をいただいていると思うのです。やはり、多くの利用者、利用回数があることも伺っています。それで社協の方で一生懸命やってもらっているのですが、社協とするともう少し情報PRをしていただけないかと。利用者に非常に好評であるということも伺っているのですが、市民の皆

さんに対する情報の公開というか広まり、これをもう少し検討すべきと思うのですがいかがでしょう。

市長 1 介護者支援制度の確立を

そういうご指摘やご意見があるようであれば、それはきちんとともっとも情報発信をして周知をして、皆さん方から登録もしていただいたり、あるいは利用もしていただいたりということの拡大に努めてまいりたいと思います。具体的に何人までがいいのかとかそういうことはちょっとわかりませんが、要はそういう情報が少ないということであれば、これはもう情報発信に努めるということでご理解いただきたいと思います。

山田 勝君 1 介護者支援制度の確立を

このケアラーを支えるという調査報告のまとめで、やはりこれは一番やらなくてはいけない形というのが市民参加の新しい公共ということを表現しています。やはり何でも行政、行政と頼るばかりではなくて、センターなりを作ったときに市民の協働、社会で支えていくというこの新しい観点、これが新しい常識として南魚沼市から発信できれば一番いいと思うのですが、市長お考えはいかがですか。

市長 1 介護者支援制度の確立を

まさにおっしゃるとおりでありますので、その端緒がなじょもネット的な部分からだと思っております。これについては他市からも相当視察にもおいでいただいておりますので、さっき議員おっしゃったようにこの制度といいますかこれをもっと拡充して、そして市民の皆さん方から気軽に登録して、気軽に利用していただく。まさにそれもう社会全体で支えるということになるわけでありますので、その議員のご提言は十分生かしながらやっていきたいと思っております。

山田 勝君 2 魅力あるまちづくりに芸術文化振興を

最初の質問についてはこれで終わらせていただいて、文化祭の方、芸術の方ですが、現在、美術館、博物館、記念館、非常に価値のある高価なもの、貴重なものそういったものの多く存在する中で、保存・保管の状況についてちょっと問題点がありはしないか。その状況を伺いたいと思います。

市長 2 魅力あるまちづくりに芸術文化振興を

今その保存状態的なことで問題点は、田中コレクションの部分で今までが駅前のおそののギャラリーといいますか収蔵庫的なところだったのですけれども、やはりちょっと湿気の問題とかがありまして、これを解消するためにどこが一番いいかということ、やはり池田美術館が収蔵施設が一番性能がいいといいますか、体制が整っている。設備もですね。そういうことの中で、もうそれをそっちに移したのか、まだかな・・・まだ。そういうことも含めながら今考えているところであります。

トミオカについてはあの部分であれば大体大丈夫だろうと。それから今泉博物館の部分は、例えばそう保存状態が余りよくないからすぐに劣化するとかという状況ではありませんけれども、余りにも膨大な蔵書がございます。これを今のところはそのままにしてあるという

状態ですので、これらも図書館等が完成した際に図書館にどう移せるとかそういうことも含めながら、とにかく貴重な美術品も含めて多量に所持をしておりますので、これらを万が一保存状態が悪くてだめにしたということにならないように、専門家のご意見も伺いながらきちんとした対応をとってまいりたいと思っております。

山田 勝君 2 魅力あるまちづくりに芸術文化振興を

それでは新しい芸術祭等は考えていないという回答をいただきました。余り構えずに、実は塩沢地区でやられている軽トラ市が非常にすばらしいなと思っているので、そういった気軽な持ち寄りみたいな、手づくり展みたいな、そういうことも非常に大事ではないかなと。金をかけずに皆さんの気持ちだけでやれるというような、そういうことも検討すべきかなと考えていますが、ぜひそういうことを検討されればと思います。

市 長 2 魅力あるまちづくりに芸術文化振興を

ちょっと構えたわけでありまして、芸術文化ということになりますとなかなか、軽トラ市まで考えませんでした。おっしゃるように地域文化ということになればそれもそういうことであります。そういうご提言でありますれば、それは地域、地域で非常に独自に取り組んでいるという部分もありますし、新たに。私は軽トラ市は非常に期待しているのです。あれが大きいずれ牧之通りの方までだーっと並ぶぐらいになれば、これはもう相当な名物にもなりますので、実施をしていただいている皆さん方に大きな期待を寄せているところであります。そういうことも含めて議員のおっしゃるような柔軟な発想であれば、一生懸命いろいろ考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 昼食のため休憩とします。午後の開会は1時10分とします。

(午後12時01分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時09分)

議 長 一般質問の途中ですが、ここで議席番号17番・腰越 晃君から発言を求められておりますのでこれを許します。

腰越 晃君 議長より発言を許されましたので、一言発言をさせていただきます。発言取消しのお願いであります。9月12日、昨日の議会における私の発言のうち、21番議員より指摘のあった内容について取消しをしたいので、議会において許可されるよう会議規則第65条の規定により申出をいたします。

取消しをしたい箇所について、その部分だけ読み上げます。・・・・以上の部分であります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま腰越 晃君から昨日9月12日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により発言の取消しの申出がありました。腰越 晃君の申出のとおり発言を取り消したいと思っておりますが、お諮りいたします。腰越晃君の申出のとおり発言を取り消すことを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって腰越 晃君の発言の取消しは許可することに決定いたしました。

議長 質問順位 10 番、議席番号 14 番・井上智明君。

井上智明君 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に沿って一般質問を行います。

繰り返す自然災害への対応について

今回の一般質問は、繰り返す自然災害への対応についてということで、幾つかの点で市長のお考えを伺いたいと思っております。質問に入る前に、7月末の局地的な集中豪雨災害について、市役所職員諸氏の活動に対しまして心から感謝を申し上げます。おかげさまであれだけの大きな土砂崩れや水害があったにも関わらず、人的被害がなかった、正に特筆すべきことだというふうに感じています。期間的には3日、夜二晩、本当に必死になって災害対応に当たられた職員の皆さん、あるいは消防団の皆さん、地域防災の役員としてご活躍をいただいた集落の区長さんを始め、役員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

蛇足ですが、そういった大災害に見舞われ、地域の住民はもとより市役所の職員、あるいは地域振興局の職員など、関係する皆さんが日夜必死になって災害対応に努力しているにも関わらず、残念ながら南魚沼市選出の県会議員の先生方の姿や足跡を、災害現場でみることができませんでした。甚だ残念であります。国政の、国会の政務が忙しい中にも関わらず3回も我が南魚沼市に足を運んでいただいた衆議院の先生がいたことを考え合わせれば、何とも残念でなりません。県会議員の選挙が2回無投票ということで残念ながら選挙の洗礼を受けずに議席を得た、そんなことがこの結果になったのかなというような思いもして、我々も深く反省しなければならないというふうに感じています。

さて、前置きはこのぐらいにして本題に入ります。世界的なベストセラーとなりましたアメリカの元副大統領アル・ゴアの著書「不都合な真実」によれば、人類の文明はエネルギーを消費し発展し続けてきた。反面それは地球環境を汚染する歴史でもあった。さらに私たちが直面している気候の危機はゆっくり起こっているようにみえて、実はものすごい速さで起こっているというように書かれております。

別に本の紹介をするつもりはありませんが、この本が警告するように、地球環境の変化から気候が変化しつつあることは、まぎれもない事実であります。それに伴って思わぬ災害が頻繁に発生する、百年に1回来るかどうかなというような大きな地震にも対応できるとか、百年に1度の大雨に備えてというような掛け声で築いた堤防が、無残な姿をさらけ出す。大きな地震だけでも「新潟地震」に始まり、「中越地震」「中越沖地震」一番記憶に新しく、被害も大きかった「東日本大震災」わずか50年足らずで4回も私は体験をしました。正に災害は忘れないうちにやってくる時代になったのです。

しかも、そのほとんどが過去の検証によってはじき出された数値による予測をはるかに超える大規模なものばかりです。いわゆる想定外の大規模な地震であったり、あるいは強風であったり、大雨であったりするのです。したがってそれによりもたらされる被害は、防災の予

測計画線を上回り甚大にならざるを得ないのです。想定範囲であれば当然のことながら被害は最小限にとどまり、大災害にはならないのです。

身近なところでは、六日町市街地がたちまちのうちに水浸しになった昭和56年8月23日の水害、国道17号線までかん水し交通不能、まだ水位が上がり続けているというような無線の交信内容を今でも思い出されます。その水害を受け魚野川の改修は六日町から下流は完了したと。今後百年に一度の大雨でも大丈夫というようにいわれておりました。ところが百年はおろか、わずか30年でこのたびの7月豪雨の水害、過去の記録による想定を大幅に見直さなければならないのが現状であります。

このように過去の想定や予想が全く当てにならないとすれば、自然災害は予期することも防ぐことも極めて困難であります。ただ、起きるであろう災害に対し備えをしておくことはできます。その備えが万全であれば被害は小さくとどめることができるのではないのでしょうか。その万全の備えとして、南魚沼市にも立派な防災計画があります。内容も震災対策、あるいは風水害対策など職員への対応、自主防災組織、国・県との協力、応援態勢など事細かにきちんと定められております。

しかし、それが今回の水害で十分生かされたでしょうか。いささか疑問が残ります。ただ地域防災、いわゆる自主防災の組織はそれなりに機能したように感じました。以前から地域の連帯感や結び付きが強い、そういう集落の多いこの地方でありますので、地域コミュニティの活動と合わせ、その点は市長が進めた自主防災組織の評価は一定の成果が出たというふうに評価をしています。そんな中で、当地を襲った水害及び台風12号による甚大な被害を受けた紀伊半島の地域の状況から気が付いたことを3点ほどにまとめて市長にお伺いをいたします。

1点目は、職員の減少により生ずる災害時の人員不足を補う組織の編成についてということとあります。合併により職員数が減っております。このことは今回のように広範囲な災害に対しては、その対応をする人員の絶対数が不足するということが明らかであります。合併前であっても大規模な災害時には職員が対応しきれないというのが実情でありました。それが職員数が減って、受持ち区域は広がっているところに広範囲な災害が出る。いかに優秀な職員でも対応しきれないものではないというふうに感じております。

特に災害時には初期の対応が大切になります。他の市町村から応援や、県からの応援は数日経たないと機能しません。その間一番大切な初期の対応時に応援をすることができるような組織を作ることができないだろうかというふうに考えました。質問の中に例書きで指摘しておきましたが、市役所の職員の手足となって働けるような人材の確保ができれば、極めて有効なことではないでしょうか。私は理想的には、市役所のOBが中心となるような組織が一番だと思っておりますが、市長のお考えを伺います。

2点目として、避難指示、避難勧告についてということでお伺いをします。このことは昨日の質疑の中で何回かありまして、市長の見解を伺っておりますが、通告しておきましたので確認の意味で伺わせていただきます。住民の避難については、その判断は公が出す避難指

示や避難勧告が一般的ですが、局地的に起こる災害に最も有効と考えられるのが、自らの判断でする自主避難だと思います。

先の台風12号の被災地について報道がなされています。急峻な川沿いに暮らす紀伊半島の山沿い地域の皆さんは、河川の護岸施設を過信し、また過去の例から大丈夫だろうと思って避難しなかったと推定されていますが、そのとき河川の状況はどうだったのでしょうか。岩や材木などを巻き込み濁流となってごうごうと流れていたという話が伺えます。その状況を感じながら家の中から動かなかった。結果堤防が決壊し大きな被害がでてしまった。

なぜ、自主的に避難しなかったのか大きな疑問が残ります。公からの避難指示を待ったこと、あるいは過去の例や記録にとらわれて、その結果が大惨事をもたらしたともいえると思います。自らの目で見、耳で聞いた河川の状況から危険を感じることができたなら、この取り返すことのできない大惨事にはならなかったのではないのでしょうか。

平場の水害のように徐々に水かさ上がり、家が水につかっていくような場合は避難指示も出しやすい、避難もしやすいのですが、土砂崩れのようにいつどこで起きかわからないような場合は、極めて難しい判断を迫られると思います。我が市は地形的に河川であるような災害に見舞われることは極めて考えにくいことなのですが、土砂災害はどこでも起こり得ます。この土砂崩れによる災害は極めて大きな危険性を伴います。

このたびの土沢の災害のように、あの惨状で人的被害のなかったというのは奇跡に等しいといえるように私はみてきましたが、土砂災害あるいは雪による雪崩災害には当然のことながら地形的な要素が大きく関わってきます。そこに暮らし、過去の記録や地形からくる要因など、地理・地形に精通した地域の住民の判断が一番確かなことだというふうに感じています。行政は確かな情報により避難の指示、的確な指示を出すことに努力をする、これは当然のことながら公からの勧告や指示を待つだけではなく、自主的な判断で危険箇所から離れることの大切さをもっと広く、大きく知らしめるべきだと考えますが、市長の所見を伺います。

3番目に防災教育・防災対応の啓発についてということをお願いをしたいと思います。冒頭に述べたように、南魚沼市にはすばらしい防災計画が策定されています。ところが、その中身を熟知している人はどれほどいるのでしょうか。いかにすばらしい計画でもそれが生かされ、知らされ、それでこそ価値があって有効なのだというふうに感じています。防災計画を作ったからそれでよいとか、年1回防災訓練をやるからそれでよいというのは、宝の持ち腐れではないかと思っています。

市長は自主防災について思いを強くして力を入れてこられました。私は大変評価しています。だが、まだそれが地域の人たちに広く十分に伝わり、浸透しているかという大きな疑問を感じています。このことは職員にもいえると思います。合併という大きなうねりから丸5年、旧町のしきたりやあるいは旧町の常識が覆ったりする中であって、防災計画を読み返し、自分の物にするのはこの時間を作るということは大変だと思っています。

しかし、災害の直接担当部署だけではなく、それぞれが自分の所属に合わせ、自分の住居する地域に合わせた活動をする、このことは職員全員が共通の認識として熟知していただき

たいと思います。幸いこのたびの災害では、冒頭に述べたように職員の頑張りがあってうまく機能したようではありますが、しかし、繰り返し起こることが予想される大災害、それに対応するためには担当部署職員だけではなく、市役所一丸となって防災への備えをふだんから心がけておくべきだと感じています。

土砂災害の危険区域、地形的に浸水が起こりやすい地域、これらを熟知してその備えをしておくことが大変重要なことになると思います。さらに自分たちだけ情報を持つのではなく、その情報をその地域の住民とともに共有し、対策、対応を協議することが大切だと思います。それが災害の起きにくい、災害の被害を最小限に抑える結果になると考えていますが、市長の所見を伺います。以上、1回目の質問を終わります。

市長 繰り返す自然災害への対応について

井上議員の質問にお答え申し上げます。この繰り返す自然災害、本当に忘れないうちにやってくるという言葉がぴったりでありまして、近年、私たちの地域もそうですし、日本全体も、あるいは地球規模でみても大変な自然災害が発生しているわけでありまして、憂慮せざるを得ないという状況だと思っております。

お尋ねのこの職員の減少により生ずる災害時の人員不足を補う組織の編成であります、議員がおっしゃっていただいたように、この市役所の職員、消防職員、それから区長さん方あるいは自主防災組織の長の方であっても、消防団員であっても、みんなほとんどの方が被災者にもなり得るわけでありまして、当然といういい方は失礼ですが、やはり突発的には業務の量と申しますか、果たさなければならぬ仕事量というのは飛躍的に上昇するわけがあります。そのときは当然 当然ではないですね、これは当然ということ、やはり職員不足ということは表れるわけがあります。

これは合併をして職員を減らしていったという部分もありましょうし、例えば合併する前の中越大震災、六日町、大和は直前でありましたし、塩沢さんは1年前ですが、このときも職員の数がそれで足りたかということ、私は当時六日町でありましたが、職員の数が足りたなんてことではなかった。もう全方面に散って、災害の現場の情報の収集とか、あるいは伝達とかそういうことをやらなければならないことになりますので、本当に職員の数がこれで足りるという部分はないと思います。

とにかく初動の段階は、もう議員がおっしゃっていただきましたが、行政区あるいは自主防災組織、ここが本当に動いていただかないと、これは大変な大惨事になる恐れがあるということでもあります。まずは、地域、地域のそれぞれの皆さん方は、まず自分の身の安全を守ると、ここの対応が一番だと思っております。そういうことも含めて、防災訓練あるいはそういうことをお伝えできるような状況のときに、常々市民の皆さんに災害時の対応としてお願いをしているところであります。

今回、これも議員がおっしゃっていただきました幸いにも人的被害がなかったということで、これは自主防災組織、各行政区の皆さん、そして消防団の皆さん、こういう皆さん方が自助、共助、これをきちんとやっていただいたおかげでありますし、またそのことがいかに

大事であるかということを実感させていただきました。そこに行政としての公助が加わるわけでありますので、これからもやはり地域コミュニティの確立、進展、これをもっともっと図っていかなくてはならないということであります。

人員不足を補う組織の例えば市役所OBだとか、そういう部分につきましては、自衛隊の中には何かそういう、今回も東日本大震災の際にしたそうではありますが、やはり訓練とかそういうことを課しておいて予備隊員ですか、そういう組織があるようでありますけれども、ただ、市とか県とかそういう一般的な行政の中で予備的に組織をして、例えばそれに呼びかけて応じていただいたとしても、やはり平日頃防災上の内容とかそういうことを熟知していただかなくてはなりませんし、ある意味、何ていいますかそういう訓練的な部分も当然やっていたかなくてはならないわけでありますので非常に難しいとは思いますが。

定期的に当然年に1～2回は訓練とはいいませんけれども、その防災上の勉強会とか、地域の現状とかそういうこともわかって理解していただかないとなりませんので、難しいことだと思います。が、それを補うための自主防災組織という部分をやはりもう一度考え直しながら、今までのことが間違いではありませんしこれでよかったと思っておりますが、そこにまた新しいそういう部分の機能が付与できるか否かということは検討しなければならないと思います。

自主的にそういうときは私を使ってくださいという方がいらっしゃれば別ですが、なかなか市としてそれを募集して編成をしていくということは非常に難しい問題が出ますので、先ほど触れましたように、自主防災組織あるいは地域コミュニティ活動の中での一つのそういう部分としてとらえられればよいと思っておりますので、それは少し研究させていただきたいと思っております。

この災害時、このたびであります、災害ボランティアセンターの活動あるいは広域支援ということでありまして、国の職員が1名、県の職員15名の応援を受けて対応したところであります。なおまた今、災害査定設計測量、これらについて国あるいは県の職員 国の職員は来ていないかな、県の職員等から相当数の応援を得て今実施をしているところであります。

避難指示、避難勧告についてでありますけれども、議員がおっしゃったように水は魚野川の水位、これをもとにして避難勧告あるいは避難指示、この発令基準はきちんと地域防災計画にも定めてありますし、これに基づいて避難指示や避難勧告ができるわけであります。三国川につきましても、常に三国川ダム管理事務所からのホットラインで私どもの方に水位の状況とか、ダムの放流量の状況とか、あるいは今こういう量の放流を始めたとか、そういう連絡はリアルタイムに入るようになっておりますので、これらについては問題ない 問題ないといえますか、ある程度きちんと予測がつくのですけれども、雪だとか風だとか土砂崩れ、これについては基準がないわけでありまして、特に勧告指示をいつという時期に出すという基準がないということであります。

では、どうするかといえますと、気象データあるいは国・県のシステム、これを利用して

とにかく情報をできるだけ集めて、発生の予兆を推定する。ただ今回、土沢の部分については予測できませんでした。ただ、それに基づいて小川地域とかそういう部分について、その恐れがあるということで避難勧告を出させていただいたところでもありますので、出たからということではありませんけれども、そういう部分では国や県の情報等を集積して判断した結果だと思っております。

やはり早く避難指示や勧告を出しておいて間違いはないということがずっと言われております。ただ、余りにもそれに固執しまして、何も無いのにもかかわらず避難しろ、避難しろと、これも変なことになりますので、その辺が非常に難しいところでもありますけれども、とにかく人的被害の発生を未然に防ぐと。この観点に立ってこれからもその発令等については考えていかなければならないと思っております。

そこで、やはりまずは自分の身を守るということも念頭に置いていただいて、地形だとかあるいは沢水の水系、状況、これらは地元の方が一番よくご存じなわけでもありますので、避難勧告あるいは指示が出る、出ないに関わらず、ちょっとこれはという部分についてはいち早く避難をしていただく、自主避難をしていただくと、このことが一番肝要だと思っております。そういう初動対応、避難行動、これらについては議員おっしゃるようにもっともっとまた区長会あるいはそれぞれの中で、住民の皆さんによく、もう早く逃げて命を失うことはない。ですので、なるべく早めの対応をとにかく地元ではお願いをしたいと、自主防災組織でもお願いをしたいということ、また広く周知をしていかなければならないと思っております。

防災教育・防災対応の啓発活動であります。国もあるいは地方自治体も一番の基本はそこに住む、私たちであれば南魚沼市民の皆さん方の生命・財産を守ると。このことが一番課せられた大きな命題であります。そういう中で昨年の市政懇談会の中では、この「自主防災組織と災害時要援護者整備台帳について」これを主要テーマにして開催をさせていただきました。市民の皆さん方からも防災という面についての考えをいただくいい機会であったと思っておりますけれども、ただ、やはり説明会といいますか懇談会の中では、災害の規模がどうだこうだということ以前に、やはり要援護者整備台帳という煩雑さだとか、煩わしさだとかあるいは個人情報扱いの問題だとか、そういうことが非常に議論されたわけでもあります。でも、やはりそういうことをこれからきちんと整備をしていただきたいと、そのお願いは相当深く広く浸透したものだと思っております。

それから昨年の、そういうことも含めまして11月13日に皆さん方からもご指摘いただきました「南魚沼市・湯沢町危機管理フォーラム」を開催していただいて、非常に大勢の皆さんから、特に区長さん方も大勢おいいただきました。開催をさせていただいたところでもありますし、社会福祉協議会でも災害救助ボランティア研修会を平成22年9月5日に開催をさせていただいたところでもあります。

職員に対しましては、防災訓練時、これは訓練時でありますけれども、どのような行動をするかという計画書を提出させております。そして例年、緊急連絡訓練を年に1～2回実施

をしているところであります。朝のだいたい7時、緊急連絡を取りまして、どのくらいの時間でいち早く市庁舎に駆け付けることができるかとか、そういう訓練もしておりますので、そういう面では相当職員も常に緊張感を持って仕事に当たっているわけであります。

ただ、例えば今日みたいな非常に穏やかな天気の日には地震は抜いて、他の災害が起こるだろうとはほとんど誰も考えないわけでありますので、これはたまにはやはりそういう心にゆとりを持つときも必要でありますけれども、常に緊張感を持ってやっていただくということは実施をさせていただいております。

そしてその他にも地域振興局主催の雪崩対応訓練、これは今年の2月22日に行いました。それから六日町病院の南魚沼地域災害医療訓練、これは昨年の10月23日、北越急行の防災訓練、これも昨年の9月3日、これらについても市の方としても参加をさせていただきながら、共に防災意識の高揚の共有に努めたところであります。

千年に一度、百年に一度というのが、全然そういうことではなくて、20～30年、50年に一度か二度ぐらいずつくるという状況になっておりますので、日本全国で防災意識の関心というのはかなり高くなっていると。そういう思いでありますけれども、そういう中でやはり的確な情報の収集と発信、このことが一番の災害の被害を最小限に食い止める有効手段と思っておりますので、これらについても啓発活動も通じながら実施をしていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

井上智明君　私の冒頭の発言の中で、県会議員の姿が見えなかったという発言をしたわけですが、少し訂正させていただきます。若月県議が最低2回は市内を回ったという情報が私のところに届きましたので、訂正をさせていただきます。私の耳に入らなかっただけということでご容赦をいただきたいと思えます。

再質問をさせていただきます。1番目の件ですが、災害時の人員不足ということはもう既に職員の皆さん全員が感じていらっしゃるのだというふうに思っています。私は特に感じたのは本庁舎ではなくて、塩沢と大和の庁舎です。もう絶対的に人員が足りないのです。現場へ行こうにも人がいない。そういう状況が見受けられるので、できれば余り歳をとった人でないOBが市役所に駆け付けられるような何か方策をとっていただくと、人員不足がかなり補えるのではないかと。消防の職員であってもいいわけですので、そういう有効にその在野にいるOBの皆さんを有効に使うということ、方策が何かうまい方法はないかというふうな思いがしています。私がどういう方向がいいかということは思いつきませんので、これから検討していただければいいかと思うのですが。

それぞれの地域にいっぱいいるわけですが、大和でも、六日町でも塩沢でも。それこそ屈強なOBがいるわけですので、そういう人たちをそれぞれが被災者であると同時に、それぞれが一旦地域を担っているわけでありまして、その辺を上手に活用してもらえればありがたいかというような思いがあります。

身分保障とか何とかといろいろな問題があるかと思えますけれども、その辺は災害ということ、非常時だということ、理解をしていただければやれるのではないかという思い

があります。先ほど市長がおっしゃいました自衛隊にはそういう会もありますし、警察も多分「警友会」とか何とかという、あれが組織立って動いているかどうかはわかりませんが、そういうものが昔あったように聞いています。自衛隊の場合なんかは私の友達でちょっと偉いところにいた人が言うには、新潟に何とかが上陸したときにはどのトンネルを壊すと・・・・俺は行くのだというようなことまで、現役を終わったばかりの頃は言っていましたので、多分かなりきちんとした組織が自衛隊の場合にはあるのではないかと思います。

そこまでの組織は希望しませんので、市役所の体制が何せ手が足りなくて大変だ。現場に行く人もいないよ、というようなことではなくて、何とかそこに駆け付けて応援をできるというぐらいのことができていけば有効だなというふうに思っています。

避難指示、避難勧告については昨日の答弁の中にもありましたし、今ご答弁いただきましたので、できるだけ自主的に自分で危険を感じていただくということをしっかりと地域に広めていただいて、自分自身で危険を判断できる体制をとっていただくことが、これが一番近道だと、自分の身を守る近道だと思いますので、その辺の啓発活動をやっていたらいいというふうに思っています。

それから防災の教育とか訓練については、縷々いろいろなところで市が関わってやっているようでありますので大変心強く感じるわけですが、それがややもすると訓練のための訓練であったり、研修のための研修であるということが多いのです。消防なんかの場合は現場を想定した訓練を現実に、現場を想定して山であったり川であったりして現地に行って訓練をするという中で、臨場感がかなりあって訓練をするわけですが、残念ながら市役所はそういう態勢に職業柄というか、職種の性格上そういう体質にありませんので、むしろ消防に習うぐらいの気持ちで訓練を身に付けていただきたいというふうな思いがしています。

もう1点、今回の災害で地域の皆さんから言われたことの中で、情報を伝えるのに何しろ手間がとれた。何だかという、地理・地形がよくわからない職員がいると、こういうことを結構たくさん聞かせていただきました。確かに233ある行政区全部を職員の皆さん一人一人が把握するという事はかなり難しいかと思うのですけれども、それはやはり市役所の職員となったからには、行政区233くらいは頭の中に入れておいていただきたいという思いがしています。

昔の話をして恐縮なのですが、私たちが消防に入ったときはそれを覚えることが一番先でした。非番、公休の日には地図を片手に管内を全部回るということがまず仕事で、時々小隊長の出す問題がありまして、地図に部落名、集落名を書くとかというようなことの中でそれを頭にたたき込んだものであります。おかげさまで湯沢から大和まで大体の地理・地形は頭の中に入っていたのですが、今は6割ぐらいしか覚えていませんけれども、それでも話す中で、要は災害時とかで情報をよこす人たちは、平時の感覚、平時の心で話をするわけではないわけです。緊急とか、危ないとか、困ったとかという切羽詰まった状況の中で情報を発信してくる。その対応がふだんであれば何も感じない10秒が、そういう状況の中で感じる10秒というのは10秒ではないのです、30秒にも1分にも感じる。ですから、そ

う受け答えがぱっぱと素直にできるように、速やかにできるような体制が欲しいなという思いが1点いたしました。

それはほんの一部なのですけれども、そういうことでせめて行政区くらいはそれぞれの職員が頭の中に入れていただきたい、こんなことを思っております。市長の答弁の中で大部分は回答をいただいたのでありますけれども、申し訳ありませんがもう一度今の件について所見を伺います。

市長 繰り返す自然災害への対応について

井上議員にお答え申し上げますが、最初のこの人員といいますか、不足を補うための組織の編成ということでありまして、議員、いみじくも言っていただきましたが、例えばその災害時にそういう皆さんを動員するようになるわけですけれども、事故のあった場合の補償問題とか本当に難しい問題がありまして、そういうことは抜きにして考えようということとはなかなかでき得ないわけでありまして。

ですので、非常に難しいことですが、先ほど触れましたように地域コミュニティ事業あるいは活動、こういうことの中でやはりその地域、地域が一番わかる人がいいわけですので、そういうことが位置づけができるか否かです。それはやはり研究させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

防災教育、対応の啓発活動という部分の中での、確かに消防隊員は救助活動まで踏み込んで行うわけですので、一般職はやはりそこは一切手を出さない、出せないといいますか、そういうことですから違いはございます。ですので、我々一般職の一番の果たすべき役割は、情報を的確に把握して、そしてそれをまた市民の皆さん方にきちんと伝えてということだと思っております。伝えて避難するべきは避難ということだと思っているのです。初動はですね、初動は。

ですので、そういう訓練的なことをやると、やっていると。ただ、訓練のための訓練ということが全然ないかといわれれば、全くないとは申し上げません。いろいろの訓練的な部分を見ておりまして、やはりご指摘いただくことは毎年同じようにちんたらちんたらやっているとか、そういう声も聞かれないばかりではないわけでありまして。やっている職員は必死になってやっているのですけれども、余りにも同じことの繰り返しのことで。

提言もありまして防災訓練の日を職員には連絡しないで急いでやってみるとか、あるいは豪雪の雪の中でやってみるとか、あるいは夜間やってみるとかいろいろおっしゃっていただく方がありますけれども、やはり地道であります。初動的な部分の繰り返し、繰り返し、反復をしながら覚えていくということは大事だと思います。この防災訓練はやはり大事なことだと思っておりますが、職員にもまたその辺はきちんと伝えながら、むだのないように、そして気持ちを込めてやっていると、その訓練もですね。それからあるいは講習会、研修会等に参加する場合もそのことはきちんと念頭に置きながら参加してもらうということはまた改めて申し上げたいと思っております。

地理・地形に詳しいという部分につきましては、本当にそれはあると思うのです。そこで、

絶対的に足らなかったという話になっていますけれども、塩沢庁舎の職員あるいは大和庁舎の職員には枢要な部分にはやはりその地域の職員をある程度配置しているわけでありまして。ただ、その数が足りないといわれればそれまでですけれども、そういうことですので全職員に徐々には覚えていってもらわなければならないわけですが、この南魚沼地域の地名を覚えるぐらいのことは何とかかなると思う。ただ、その地域にどういう地理的な条件があって、どういう沢が流れていてどうだこうだということまで全部頭の中にたたき込めというのは、これはちょっと無理があるかなという思いがありますので。ただ、地名を言われてそれがどこかわからない、大体塩沢のこの方面だとか、大和のこうだとか、六日町の西側だか東側だか、そのぐらいのことはわかってもらわなければなりませんので、そういうことも含めて、職員も日頃のそういう鍛錬、訓練をきちんとやっていくようにまた改めて職員にも訓示はしておかなければならないと思います。

一応そういうことを防止するための、塩沢、大和庁舎への職員の配置は考えているということだけはひとつご理解をいただきたいと思っております。それぞれ私が、発生した後でありますけれどもこれはもう今度は復旧体制に入りますので、それについてはもう一々市長決裁だとかそういうことはいらないと。もう市民のためにこれはなると、いいと思ったことは全部やれということは一日の朝の訓示でも申し上げまして、特に大和の荒町の水の問題には、大和庁舎は非常に的確な対応をしてもらったということで、私どもも喜んでおりますし、地元の方からも評価はいただいたということでもあります。

後で何とかなるのですね、お金がやはり職員になれば、これをすれば500万円かかる、これをすれば1,000万円かかる、さあどうしようと。それは本当にそうだと思うのです。けれどもそれを乗り越えて、それを判断することによってまた職員も成長するわけですので、なかなかそうはいっても簡単にはできませんけれども、そういうこともきちんと訓示をしながら今回の災害対応に当たらせていただいて、成果も徐々にでてきたということでこの点はまたご理解いただきたいと思っております。

井上議員はそういう面での専門家でありますから、いろいろご不満の点もおありでしょうが、いろいろまた改善点等についてもご指摘いただきながらよろしくお願い申し上げたいと思っております。以上であります。

井上智明君 繰り返す自然災害への対応について

ありがとうございました。大体思ったような回答をいただきました。それこそ、日々の努力がこういう災害とか非常時に出てくるということは明らかでありますので、今後共にご努力をいただいて、備えをしっかりといただければと思います。

それから、これは通告にしてありませんので市長の答弁は求めませんが、たまたま私の義理の母親が六日町病院に入院して、7月の当初から病院に呼びつけられたり、帰ったりというような状況の中で、28日だと思うのですが、朝8時半頃電話がありました。六日町病院に駆け付けようとしたがなかなか着かないのです。これは間に合わないかと思ったのですが、何とかその日はもちまして何とかあったのですが。その後、大変な状況なので市役所に来よ

うと思っただらなかなか市役所に来られなかった。あっちで交通渋滞、こっちで水がのって、止まって、誘導員があってここから先は入れませんというような状況の中で、ついに市役所に来ることを断念したという思いがありました。

どうも市役所の位置そのものが、6月議会のとき、地震があると六日町は液状化を起こして道路が寸断するのではというような話をした経緯もあるわけですが、大雪が降ると消雪パイプはないというようなことの中で、庁舎の位置そのものは今後、近い将来にわたって考えるべき事項ではないかという思いを非常に今回も強くしました。

大雨が降っても庁舎に来られない、大雪が降っても庁舎をなかなかうまく使えない、地震が来れば庁舎に近づけないということでは、なかなか市の中核としての庁舎の位置として余り的確だという判断がしにくいのであります。ただ、この庁舎の問題というのは隣の市でもありましたけれども、財政の効率化とか利便性とかを考えて、将来的にはかなり分配している市役所の機能を統一しなければならないという発言を、市役所建設反対で選挙に戦った新人が勝ったという経緯もあります。市長の答弁は決して求めませんが、こういう思いだけは共有をして、今後皆さんと検討していかなければならない事項だなあというようなことを申し添えて質問を終わりたいと思います。

市長 繰り返す自然災害への対応について

今回の水で庁舎に入れなかった、入れなかったのではなくてなかなか、17号は止まりましたし。私も夜、夜中に出てきてあちこちは交通止め、当然ここは交通止めです。けれどもやはり道がわかりますので裏を来ればちゃんと来られたのです。そのときはまだ渋滞はありませんでした。それはそれでいいのです。

それで一番の問題は17号に代わる幹線が今まだ不完全だということでありまして。これは今回の水害を受けまして17号バイパス、六日町バイパス、これは非常に有効に活用されるわけでありまして、あの区間だけでも非常に有効であったということはもう実証されておりますので、その災害対応ということも含めてこのバイパスを今までのように1,000万円だ、1億円だなんていう予算ではなくて、早急に少なくとも現253から塩沢へ入るまで、この路線をなるべく早くということはまた改めて、国にも県にも申し上げているところであります。

もう一つ、地震の件であります。この庁舎は中越大震災後に全て耐震の調査をさせていただいて、マグニチュード7の地震が来た際にどこに欠陥があるか。これは新基準以前に建てた建物なのです。ところが調べてみたら、ご承知のように今の市民課の東側の窓、あそこにプレスを入れるだけで後は全然大丈夫だと。これは非常に素晴らしい建築なのです。素晴らしいのです。

それで、液状化とかそういうことは若干16年の際にも出ましたが、人が入れないとかそういう状況では全くございませんので、地震の際にはそれこそ自信を持ってここに来ることをお勧めするのです。雪も確かに大変な豪雪になりますと駐車場がないとか、そういう問題が出ますけれども、今、あそこに防災広場の建築を始めましたし、そういうことは徐々に解消しながら、ここが本庁舎の位置だということは議員の意向に沿わないかもわかりませんけ

れども、変えるつもりがございませんので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

議 長 質問順位 11 番、議席番号 1 番・桑原圭美君。

桑原圭美君 南魚沼市行政改革大綱について

通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。発言には十分注意して行いたいと思っております。

中曽根元総理が某新聞社に寄稿した文章に「国家を運営していくということは大きな目的であるが、それには地域の持つ固有の文化、伝統を継承して守っていくという精神がなければならない」という一文がありました。これに大変感銘を受けました。南魚沼市を良くするためには新たに何かを始めることも重要ですが、本来持っているすばらしい伝統文化に目を向けることが必要なのではないかと思っております。私の母校の塩沢小学校の校歌は作詞家として島崎藤村と並称される土井晩翠が作りました。土井晩翠といえば滝廉太郎の「荒城の月」などが有名ですが、塩沢小学校の校歌を作っていたということは今更ながらに驚いております。

この夏、たまたまお昼に甲子園の中継を見ていたとき、滋賀県代表の八幡商業の校歌が流れました。作詞は偶然にも土井晩翠であり、聞き入っていますと大変すばらしい校歌でありました。「健児日毎のいそしみは 邦と民との富の道」と締めくくられました。明治 40 年に作られた校歌に込められた富国の精神が現代社会にも必要なのではないかと強く感じました。

平成 18 年に策定した南魚沼市行政改革大綱は合併後の市の将来像を示し、今後改訂が予定されていると思っております。今回の一般質問はこれまでの実施状況と評価、そして新たに示される行政改革大綱の方向性を確認していきたいと思っております。

次に財政問題であります。実際の財政を示すものとして実質公債費比率がよく引き合いに出されます。私は以前から疑問に思っているのですが、実質公債費比率というものが自治体の財政状況を表すということに対して、果たして現実的なものであるかどうかということです。東京都内には実質公債費比率が低くても、民生費に予算の 7 割近くを費やす自治体があり、社会資本整備や産業の育成、地域コミュニティなどにはほとんど予算が届きません。このような状況の中で実質公債費比率が低いからといって、健全なまちづくりができていのかどうか甚だ疑問であります。

全国一律基準の中での評価はせず、地方には地方の街づくりがあってしかるべきだと考えます。繰り返しになりますが、今回の一般質問はこれまでの行政改革大綱の進捗と評価、及びこれからの方向性、そして今後の財政運営と投資事業の在り方を問うこととし、以上壇上からの発言を終わります。

市 長 南魚沼市行政改革大綱について

桑原議員の質問にお答え申し上げます。地域の歴史文化をきちんと育てる、大切にすることというのは、本当に大事なことでありまして、私もその点については議員同様の考え方でありました。私の母校の城内小学校の校歌は作詞作曲不明。ですから、相当以前に作られたということだと思っておりますが、土井晩翠先生ということになりますと、名前を聞いただけで

もおそれ多いぐらいでありますけれども、すばらしいことだと思っております。

行財政改革、行政改革ですね。この大綱の内容と取り組みということであります。昨日も一般質問の答弁書の中でも少し申し上げましたが、平成18年に策定をされました行政改革大綱に基づきまして、具体的な取り組みを実施するために南魚沼市集中改革プランを策定いたしました。それによりまして、平成22年度までの5年間にわたる財政健全化計画では、目標の71億円を達成させていただいて、73億1,000万円でしたかの確定値がでたわけでありまして、上回る削減ができたということであります。

しかし、これで行政改革あるいは財政改革が完了したということではありませんで、正にまだその一里塚というところであります。さらなる効率的な行政運営、財政運営を実現するために、この行政改革大綱を改訂するということでもあります。この改訂する大綱では具体的な取り組みを整理いたしましたアクションプランを作成いたしましたして、それに基づいて改革の推進と進行管理を行っていきたいと思っております。そしてアクションプランは毎年度見直しをし、実施計画にきちんと反映させていくということを用意しているところでもあります。

2番目の経済状況の変化あるいは財政計画等投資的事業の見直しであります。実質公債費比率につきましては正にそのとおりでありまして、この数値が異常に高いというのは別でありますけれども、その高低、高、低で市の財政状況そのものはある程度はわかるのです、ある程度は。借金を返していかなければならない比率が高いということですから、それはそれでわかりますけれども、それが直ちに財政が大きく悪化をしているとか、だから非常にその柔軟な財政運営ができないとか、あるいは独自の自治体での取り組みができないとかということではない。議員のおっしゃるとおりであります。

そこで、この今般の災害復旧事業につきましては、当然ですけれども財政計画には加味されていませんけれども最優先事業であります。膨大な事業量になるわけでありまして、これはもうきちんと実施をしていこうと思っております。そして今後、今年度分も含めてですけれども、市にとって必要な投資的事業というふうに判断をされている部分、今の総合計画上に載っている部分とか、そういうことにつきましては合併特例債という優遇措置があるわけありますので、これを多いに活用しなければならないということでもあります。

いろいろ議論がございますけれども、これを活用しないで例えば事業をずっと先送りして、後でと言ったってできないという部分もいっぱいできますので、あるうちには活用させていただくと。ただ、これがあるから使うのではなくて、事業がそれを必要とするから特例債を使うということでもあります。あるうちに全部どんどん、じゃぶじゃぶ使ってしまうという意味ではないのです。ですから、そこをきちんと私たちも見分けをしながら、やはり合併をした、そして新しい市を作っていくその段階の中での事業、必要な事業、これは積極的に行っていくという考え方があります。

現時点で災害復旧関連、その事業を遂行することによって、現在の財政計画が大きく狂うということはないものだと今思っておりますが、算定基準となりますまた様々な情報を再確認して、今年度中にはきちんと財政計画はもう一度見直しをしてまいりたいと。見直した結

果がどうなるかということはまだわかりませんが、大きな変化があるものとは思っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。大項目でありましたので、以上で答弁にさせていただきます。

桑原圭美君 南魚沼市行政改革大綱について

通告に従いまして質問を順次行いたいと思っております。まず、事務事業の改善と推進という分野で昨日質問があり、明確な回答を得ていますのでこの部分は省略いたします。新規事業の提案、見直しについてですが、費用対効果の検証は当然行っていくと思っております。有能な市民が市内にはたくさんおりますので、新しい事業に対しまして知恵を出してもらい、活用するということが大変重要であると思っております。広く市民参画を積極的に推進していくという体制についてどうお考えでしょうか。

市長 南魚沼市行政改革大綱について

これにつきましては現在もパブリックコメント、あるいは市民アンケート、審議会等の公募制もっておりますし、それから市政懇談会、市政モニター制度、大型事業等の検討委員会、こういう中で多様な市民参画システムを一応活用しながら、市民の意見を市政に反映するという姿勢はきちんととっているつもりではありますが、ややもいたしますと、例えば審議会等についてはやはり公募制をとっても、ある程度限られたといえますか、そういう皆さん方からの応募しかないとか。

あるいは公募制でない場合はご承知のようにそういう組織の団体だとか、団体の長とか、あるいは団体から出していただきたいということをお願い申し上げますので、一般的にいわれております市民の方、市民の方という部分が市政の中にどんどん、どんどんと参画してご意見をいただけるような部分というのは、この審議会だとかという部分にはやはり足りないと思うのです。それを求めてもなかなか市民の皆さん、一般の皆さん方はそこに参画していただけないと。ですから、市政懇談会あるいはパブリックコメント。で今、あれは何と言ったか市長への手紙ではなくて・・・市政ポスト。批判がいっぱいですけども。市政ポストは批判する内容がいっぱいですけども、そういうことを生かしながら気楽にご意見をいただく、あるいはご批判もいただく、たまには褒めてもいただくというようなことをやっていきたいと思っております。

定義づけられた審議会、委員会、こういうことについても公募という部分を大分取り入れてやっているのですが、申し上げましたように非常に限られた方になっているという部分がちょっと見受けられますが、これはこれで致し方ない部分もございます。そうでない部分をもっともっと市民の皆さん方からご利用、ご活用いただくように、またこれも周知に努めていかなければならないと思っております。

桑原圭美君 南魚沼市行政改革大綱について

いい市民の方はたくさんおられますので、こういう方々の意見を積極的に取り入れていければと思っております。

次に組織改革・人材育成の推進という部分に入らせていただきますが、職員の育成は非常

に大きな課題であると思っております。新たな市民ニーズや職員削減にも対応できる効率的な組織機構改革とは、具体的にどのようなものを目指しているのかお聞きしたいと思います。

また、今回の水害に対し、特に建設課、農林課の職員の対応は非常によかったと私は思っております。こういう仕事ぶりをみていますと、専門職の育成が不可欠だと感じたわけなのですが、この項目で目指している人材の育成というのは、総合職的な職員の育成と専門的な業務を担当する職員と分けていくのか、こういった部分をお聞きしたいと思います。

市長 南魚沼市行政改革大綱について

社会的ニーズが多様化する中で、当然でありますけれども市民の皆さん方の行政に対するニーズも本当に多様化もしておりますし、また高度なものも相当あるわけでありまして、それに対応する職員としてはやはり幅広い知識と、あるいは専門性の知識と両方が求められるわけであります。ただ、技術的な専門分野になりますと、これは簡単に求められても、ちょっと講習を受けただけですぐ対応できるということにはなりませんので、一昨年で今年度2年目でしょうか、専門職としての採用部門を設けまして、昨年は土木技術職を採用いたしましたし、今年度も土木技術と建築技術の専門職、あるいは保健師さんなんかもちろん専門職であります。そういう分野での採用を進めていっているところであります。

市では目指すべき職員像ということにつきまして、まずは市民とともに取り組む職員、専門性の高い職員、常に挑戦する職員、幅広い視野を持った職員、こういうことをきちんと定義づけまして職員の育成を進め、市民サービスの向上に努めているところであります。ここで言いますと専門性が高くて、幅広い視野を持ったという、非常に難しいことであります。ですのでここはさっき触れましたように、特定の部分はやはり専門。ただ専門職だから幅広い知識がなくていいとか、人間性がおかしくていいということにはなりませんので、やはり一定の基準を満たした筆記試験の点はそれは当然でありますけれども、その中で面接等を重視しながら、民間の方からも面接官として入っていただいて、適性を確認しながら採用に努めているというところでありますので、とにかく質の高い職員を目指そうということで職員にも常に申し上げているところであります。

桑原圭美君 南魚沼市行政改革大綱について

次ですけれども、先ほどの質問にもございましたがOB職員。再雇用、任期付職員制度という話が出ているようですけれども、退職した職員が人材育成、後輩の指導に当たるというのはある部分僕は有効なのではないかと思うのですけれども、この制度がこういったものになっていくのかお聞きします。

市長 南魚沼市行政改革大綱について

先ほどちょっと触れましたように、この多様化、複雑化ということが今の国民、市民ニーズであります。それに対応するということになりますと、基本的には広範な、幅広い視野と知識を持ったということがまず求められる。そしてそこを今度は突き詰めていきますと、やはり専門性という部分も出てくるわけであります。

ただ、そういうことをきちんと職員から目指していただきますが、先ほど触れたように、

技術的な部門とかそういう部門については、それはそれでその専門職ということはきちんと定義づけていかなければならないと思っておりますけれども、その職員がずっと採用後、全く異動なしに建築関係であれば都市計画にずっといるのか。土木であれば建設課、あるいは建設部にずっと属するのか。農業土木であればずっと農林課に属するのかということではない。

そういう専門的な知識、経験、これらはやはり他の職員にもきちんとある程度伝授をいただいたりしながら、ある程度一定年齢になりますと職員の養成ということも、自分の部下のですね、そういうことも兼ねてもらわなければなりませんし。例えば一級建築士を持っている、測量士を持っている職員が将来的には総務部長とか、そういうことに就くこともそれは可能性としてはゼロではありません。テクノクラートという言葉がありますけれども、技術系の事務屋、事務屋といういい方は悪いですけど総合職、これがやはり一番いいわけなのです。技術もわかって総合的な部分もわかる。こういう人材が必要だと思っておりますし、かと言いまして法律関係やそういうことには全く疎いのだと、これではまた困るわけです。難しい局面ではありますけれども、専門職だからその場にずっと定年退職までそこに置かなければならないということは考えておりませんで、ある程度柔軟に異動も含めながら考えていく。総合的な職員に育てていきたいというふうに感じております。

桑原圭美君 南魚沼市行政改革大綱について

技術系もできて事務もできるという人材というのは本当に必要だなと思っております。

次の民間活用の推進で、民営化、民営委託する部門ですけれども、これは昨日の質問の中で明確にご答弁いただいてありますので省略したいと思います。

次に財政の方に移ります。人口減少に伴う財政規模の縮小というのは全国の自治体が抱えている問題だと思っております。これに対する特效薬というのは正直ないと思っておりますので、確実に策定した改革案を実行していくことが必要なのだろうと思っております。

歳入確保の強化という部分で、収納率の向上というのが必要であると思っております。私が今まで仕事をした中の経験上なのですけれども、納税状況というのが個人情報保護がありまして、非常に取扱いが難しくなっていると思っております。こういった中で単に徴収体制を強化しても、一概に徴収率が上がるというわけではなくなった時代だと私は認識しているのですけれども、税負担の公平というのは守らなければならない部分でもあります。収納率の向上に対して今時点で具体的な対策があるのかお聞きします。

市長 南魚沼市行政改革大綱について

先ほどの答弁の中で少し漏れました再任用制度、これについては今のところ市としては特に考えてはおりません。そういう必要性が生じるかもわかりませんが、今のところは余り生じておりませんので特にこれについては。ただ、これはご本人がこのことを希望して、されればこれを拒否するわけには確かかないと思っておりますので、今のところそういうことはございませんけれども、市としてこれを積極的に推進をしていこうという考え方は今のところございませんので、その点は答弁漏れでありましたのでよろしくお聞きいたします。

歳入確保の強化の件であります。議員おっしゃったように、ただ単に一生懸命回るだけで収納率が上がるということであれば、これは本当にありがたいのですけれどもそういうことではない。技術的な部分もありましょうし、経験的な部分もあるのでしょうかけれども、今この税の収納確保対策としまして、ご承知のように21年4月からコンビニ収納に取り組みさせていただきました。この当時、全税目を対象とした市町村は県下でも私たちの市と他の1町のみでありましたが、これによって全国どこからでも24時間納税ができるという環境になったわけでありまして。これは大分効果を上げております。

口座振替による納税の定着のために今年3月の市報におきまして、全世帯に申込書と返信用の封書付きで、振替納税を推奨したところであります。また、やはり優良といいますか一般的な本当にまじめな納税者の方との公平性を保つために、国税徴収法に基づきまして預貯金の差押え、あるいは不動産差押え等の滞納処分の強化を図っております。例えば今年8月に高額滞納者の自宅を捜索させていただいて、動産15点を差し押さえ、これからインターネット購買に出品したいと思っておりますし、換価されたものについては当然税金として収納する予定であります。そういうふうに言い方は悪いですが、硬軟織り交ぜながら一生懸命頑張っているところであります。

それから今、市内に3名の収納嘱託員とご承知のように塩沢時代からの方でありますけれども、関東圏の滞納者を対象にした東京事務所のさらなる活用を図っていかなくてはならないと思っておりますし、困難事案を対象に滞納整理を進めるために県と市町村が一体となって徴収機構これを今活用させていただいておりますが、またこの充実にも努めてまいりたいと思っております。

ただ、こうやったから絶対徴収収納ができるという特効薬もございませんので、やはりどうしても地道にきちんきちんと積み重ねながらお願いをして、税金を納めていただく。どうしても納められないという事情のある方については、むいても剥いても取っていくということはしないということを申し上げておりますが、さっき例として申し上げましたように、やはりある意味、悪質と思われるものもございまして、それらについては毅然とした対応をとらしていただくということで対応してまいりたいと思っております。

桑原圭美君 南魚沼市行政改革大綱について

税の収納に対してはまた皆さんのご努力に期待をしたいと思っております。

次に受益者負担の適正化という部分でございます。国保に対する法定繰出は今年度計画どおり実行されております。全ての市民が加入しているわけではございませんが、国保会計の措置として、市民負担の軽減という観点から私は評価したいと思っております。

次に都市計画税の見直しが議論されているわけですがけれども、時代背景的に役割を終えた部分が認められると、市長も過去にそう答弁しておられたのではないかとと思っております。しかし、我々の立場からしますと、税収の確保を考えるのは当然の責務であります。受益者負担の適正化というテーマは、市民の利益と合致いたしますし、税負担が軽減するということは全てを私は否定するわけではございません。ただし、過去に整備したものに対しての保

守費用等がかかるわけですので、いきなり廃止ということではなくて、緩やかな見直し案の検討をすべきと私は考えておりますが、今後の都市計画税に関しての考えをお聞きします。

市長 南魚沼市行政改革大綱について

この都市計画税につきましては、数年前から牧野議員が主体となっているいろいろお話をいただいたところでありまして、都市計画税そのものの意義が近年薄れてきているということは十分認識しているところであります。当時の都市計画税というのはもう一々申し上げませんが、それだけの必然性があるとして設けて、それだけの受益をその都市計画税を納めている地域の皆さん方が他の地域とは別に、この受益を享受していたわけでありまして、それはそれで結構なのです。けれども、近年そういう状況が全くなくなっているわけでありまして、

今までの建設的な部分の記載の償還とか、あるいは維持管理の費用、これは当然ありますが、下水一つをとってみても、もう維持管理の費用というのは用途地域ばかりではなくなりまして、ほかの地域の方がいっぱいぐらになっているわけでありまして、建設の償還については、これは当然まだ全部終わってはおりません。まだ残っておりますが、ではそれで、そのことだけでこれからも永久的に都市計画税を課税をしていけるかということ、やはりそういう状況ではないという認識をしております。

ただ、牧野議員のときにも申し上げておりました1億4,000万円前後の税収でありますので、非常に貴重な財源であります。この代替財源が全く見通しも立たないということの中で、一気にこれをゼロにするということは考えづらいので、代替財源を検討させていただいた中で将来的にはなるべく早い時点で都市計画税を廃止していきたいということを申し上げてまいりました。

代替財源もいろいろ検討をしましたが、第1の案の固定資産税で、広く薄く市民全体の皆さんから負担していただくと思いましたが、償却資産関連に非常に大きな影響が出て、特定の企業の方に大変な負担をお願いしなければならないという部分が見えましたので、とてもこれではだめだと。さらば、どういう財源をもってこれに充てるかということは、今まだ結論はでておりませんが、いずれにしても理由がなくなった部分をずっとそのまま続けているということがいいことではございませんので、来年度には何らかの形でこの都市計画税の見直しはさせていただきたいと思っております。大幅に、あるいはゼロに、あるいは小幅にいろいろ選択肢がございますけれども、何らかの形で今までのご議論にはちょっとお答えしていきたいという思いでありますのでよろしくお願いたします。

桑原圭美君 南魚沼市行政改革大綱について

よくわかりました。では次の質問へ入りますが、リーマンショックという海外に端を發した経済状況の悪化があつたのにも関わらず、我が市は本当によく頑張っているというのが私の偽らざる気持ちであり、機会があるごとに市民の皆様にはそのように伝えております。しかし自然災害という予期せぬ事態が起こり、当然に財政計画の変更が検討されることだと思います。この項目では災害復旧を考慮した中での今後の財政計画の見直しについて質問を展

開してまいります。

まず、財政調整基金でございます。順調に積み立ててきていたと、予定どおりだと思えますが、平成25年までの3年間の取崩し予定額を、この災害で8億円、8.3億円ぐらいですか、取り崩すことになってしまったわけです。今現在の状況で、考えられる範囲で結構ですので、財政調整基金の今後の推移についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

市長 南魚沼市行政改革大綱について

財調につきましては、一応平成21年度に立てた財政計画によりますと、残高見込みが25億円であったのが平成22年度決算では28億円になっております。それが今回の水害で、当面今のところ8億円ちょっと取り崩すということではありますが、どなたかのご質問にも申し上げたとおり、これは今、激甚災害指定は受けました。その補助残についての起債、災害復旧債に対する交付税算定の率、算入の率といえますか額。それから、この災害で受けた被害に対しての特別交付税での措置がどの程度になるか。これは今のところ考えないで8億数千円を入れたわけでありまして、これからそれがどうなるかというのはちょっとわかりません。ただ、この8億円で今済まむか否かというこれもわからないのです。

と申しますのは、これから災害査定での査定額、あるいは復旧方法、そしてまだわかりませんが、他に援助装置のない部分についての手当がどうなるのか。あるいはこれはまだ決定をしたということではありませんけれども、図書館建設に対するララへの補償の部分で、いわゆる合併特例債対象にならない部分も生じる可能性が非常にあるわけでありまして、その辺も含めると、この財調の基金額。今8億円を取り崩して後はもうほとんど大丈夫だということではありません。

しかし、財調は順調に積み立ててきましたし、減債基金にも去年だかおとし4億数千円積み立ててあるところでもありますので、全体として、どんぶり勘定的にいいと思いますと全体として今回の被災を受けて、その復旧事業の中で充てる、いわゆる市の単独の持ち出し、あるいは財調の取崩しが今後の財政計画に、財政運営に大きな影響を及ぼすかといわれるとそうではないと。そうではありませんので、昨日の一番最初にご質問いただいた佐藤議員にも申し上げたとおり、今予定している事業が見直しのことはきちんとやります。いらないところはやりませんが、これを変更しなくてはならないとか、あるいは先送りしなければならぬとか、そういう状況ではないというふうに今認識しているところであります。

財政調整基金は今後どのように推移するか。これはまだ推移するかどうかということとはわかりませんが、いくらが適当なのだという議論は前からありました。適当な、何パーセントあればいいということではありませんけれども、特例債期間が終わった後の24億円という合併振興基金も含めると、それは多いに越したことはありません。多いに越したことはありませんが、今回のような有事的な部分があったときに、これだけ大きな災害というのはこれから発生するか否かは別にして、8億円前後の取崩しで何とか対応できるということだと思いますので、やはり最低でも10億円前後は財調は常に保有をしていないと、一朝有事の

際に若干の不便を来す部分があるのかという気はしております。

ただ、これも一時的に10億円を下回ったり、あるいは20億円になったりということはありますけれども、全体として平均的に多いに越したことはありませんが、その程度のことは常に用意をしておかなければならないという思いは、私が今、財政と協議をしたわけではありませんが持っているところであります。

桑原圭美君 南魚沼市行政改革大綱について

はい、財調の部分は本当に計画どおり積み立ててきたおかげで、こういった措置がとれるのだなあと、本当によかったと思います。まだ国の方の働きかけは、現在の政権が続く限りは私がお役に立てる部分があれば、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

次に歳入についてです。市税の落ち込みは予想以上になると見込んでよいと思います。合併優遇措置終了後を視野に入れますと、普通交付税の減少の影響が出てくるかと思っております。この後、林議員の方から観光収入を増やすという提言があるわけですが、合併優遇措置終了後の歳入減に対して、どのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

市長 南魚沼市行政改革大綱について

合併優遇措置が終了した後の交付税の減少というのは、議員もご承知のとおり当然ですが、財政計画の中にこれは織り込んであるわけです。ただ、税収が平成17年頃の税収部分を一応基本にして、毎年若干ずつ下がるという確か推計でやっていたと思うのですが、この下がり方がやはり想定よりちょっとリーマンショック以降はちょっと多かったのだなとは思っております。

ですので、税収の落ち込みがどう影響するかということが、特に合併の優遇措置終了後は一番大きな課題だと思っておりますけれども、ではそれを理屈上は税収の落ち込みは交付税で補填するということにはなっております。基準財政収入額が減るわけですから、需要額が同じとすればその分交付税で負担するということになりますから。理屈上はそれで何とか数字としてはつじつまが合うわけでありまして、基本的な市の体力でありますから税収を増やす方法として何かがあるか。その中で今回ひとつ大きかったことは、日本電産コパルさんがあそこに進出をしていただいたということ。これは非常に大きな成果だと思っておりますし、前にも触れましたように水の事業の中で非常に朗報も今入ってきておりますので、やはり立地していただける企業を誘致をする。あるいは市内での起こす業の方ですね、これを推奨する。そして大勢の人がこの地で働いていただくということが基本的な部分でありますので、そういうことに誠心誠意取り組んで、その成果を上げていく、これが一番の近道だと思っておりますので、そういうことに全力をあげていきたいと。そしてみんなで知恵を出し合っていきたいという思いであります。

桑原圭美君 南魚沼市行政改革大綱について

はい、税収の落ち込みに対してもまた新たな試みとか有望な事業が出てきておりますので、またこの部分に期待していきたいと思っております。

次に投資的事業の方に入ります。平成28年以降の投資的事業はそれまでの約半分20億円程度となっております。私もこの場で何度も申し上げておりますが、この予算の範囲では建設業に従事する方々の割合が非常に多い。当地において雇用と税収に与える影響は甚大ではないかと思っております。

昨日は土木関連の技術者の育成というお話があったわけですが、仕事のない地域に技術者が育つわけがありません。このたびの災害が激甚に指定されたわけではありますが、市民の生命と財産を守るためにも平成28年以降も積極財政という姿勢をとるべきと私は考えております。

この財政計画のポイントは、基金残高と起債残高にあるわけですが、市債の残高は平成28年以降の投資事業の減少と地方債、市債の元金部分の償還が大きくなっていくということから、計画どおりに推移すれば財政の健全化計画は目標達成ということになるのだと思います。ここへきて災害復旧という新たな問題が生じたわけですが、私は投資事業が増えて実質公債費比率が高くなったとしても、市民の生活に悪い影響はないと考えております。逆に影響があるとすれば、公共事業をやめたときであると思っております。

したがって、実質公債費比率は財政の規模を表すものではなく、実際の市民の豊かさを測る指針ではないと思っております。実質公債費比率という画一的な数値の改善にこだわり、南魚沼市特有の産業構造をゆがめるような財政改革は慎むべきであると思っておりますが、今回の災害を教訓とし必要な公共事業は平成28年度以降もやるという姿勢が必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

市長 南魚沼市行政改革大綱について

正にそのとおりでありまして、平成28年度以降も一応20億円という投資部分を数字として想定してございますけれども、これが必要な部分が20億円を超えとかということが例えばあるとすれば、それはやらなければなりません。ただ、必要と思われる部分を、いつも申し上げておりますけれども、合併特例債の効く期間にほとんどやっておきたいと、そういうことです。ですので、平成28年度以降は例えば半減したとしても、その業界の部分は別です、業界の部分はまた新たな職業転換ということがありますからこれは別にして、市民の皆さん方にいわゆる公共的なインフラの中で大きな不便を抱かせたり、あるいは不安を抱かせたり、そういうことのないように新市建設計画では相当のものを拾い上げてやってきているわけでありまして、ですからそれを極力特例債適用期間中に実施をさせていただこうということでありまして。

ですから、28年度以降は金額的な部分は半減というふうに明記してありますので、そういうことになる可能性は高いですけれども、では、ではそれにこだわる余り、市民の皆さん方の社会的インフラが全く不足であったということは絶対ないようにしなければなりません。

それから業種関係でいいますと、昨日塩谷議員のところでも申し上げたと思うのですが、土木関連の公共事業というのは減ることは間違いありません。減ることは間違いありません。ですから、それを補う部分で何が市としてできるか。これはやはり産業をそこで起こす

ということです。

今、林業が業として成るよようにということをちょっと考えようということをやっているわけですので、土木技術を生かした林道といいますか、その木材搬出用の作業道だとかそういうことの建設。こういうことも視野に入れたり、あるいは当然ですけれども林業という中に土木建設業の皆さんが足を踏み入れていただいているわけですので、新たな産業としてそういうことが構築できるかどうか、こういうことをなるべく早く方向付けをしていかなければならないと思っておりますので、またお知恵がございましたらいろいろご指摘をいただきたいと思っております。以上であります。

桑原圭美君 南魚沼市行政改革大綱について

はい、今明確な方向性を示していただきましたので、ここも大いに期待をしていきたいと思えます。市債の元金部分の償還がこれから大きくなっていくわけですけれども、地方債の償還は元利均等方式で行っているのが通常であります。起債額の大きさ、また償還期間の長さを考慮しますと元利均等方式ではなく元金均等方式の方が、若干償還が早いという私の経験上ありますので、これも少し検討して見ていただきたいと思えます。

次に質問を移ります。実質公債費比率が表しているものは基本的に公債費負担、返済の重さであります。地方公共団体の負債の償還能力を含めて、ストックの要素を体現しているわけですけれども、これが完全なものではないという研究が今進んでおります。2004年から2005年の間に705、2005年から2006年の間に575の町村が合併で消滅をしていると。

実質公債費比率が財政状況を表すに完全ではないとする根拠の一つに、合併特例債、国庫支出金、地方交付税などの面で歳入の構造が、従来、合併前と大きく異なっている可能性が大きいと指摘する研究もあります。また、例外を除き、人口が少ない自治体ほど実質公債費比率が高い傾向が見られるようであります。小規模団体ほど公営企業の財源基盤が弱く、普通会計による負担が大きくなるわけですけれども、これは普通会計が負担した公営企業会計等に対する準元利金償還金を参入した効果が出てしまうわけですけれども、小規模同士の合併というのが必然的に実質公債費比率を悪化させるというメカニズムになっているようであります。

では、実質公債費比率の他に何を指針として財政を考えたらいいのかということになりますと、財政を測るに最も適しているのは経常収支比率であると思っております。この経常収支比率が極めて低い団体が原子力発電所を持っている御前崎市と女川町、トヨタ自動車がある豊田市、各国の大使館がある港区などがありますが、経常収支比率は施設の建設、あと災害復旧事業には数字は影響しないわけです。確実に人件費を削減していけば財政の健全化は計画どおりに進んでいくわけであります。

ここで最後の質問になるわけですけれども、こういった視点で市民には実質公債費比率ばかり言うのではなくて、経常収支比率に注目していただきたいと思うわけですけれども、人件費、あと投資事業をやらないと、減らしていくということになると確実に財政は改善して

いくわけですが、これは通常やるべき行為ではないと思います。

職員の給料を減らせということは私は一切言うつもりはなく、今の政権になって公務員給与は10パーセントまではいきませんが、8パーセント近く削減をしているわけです。いい将来像を示して、若い市の職員を育成することが、行政改革であると思っております。年齢構成が極端なものにならない限り、退職補充などの人件費抑制を確実に進めていけば、安定した経常収支比率を維持し、投資的事業や市民サービスはちゅうちょなく実行できると、そのように考えますが市長の見識を伺って終わりにしたいと思っております。

市長 南魚沼市行政改革大綱について

お答え申し上げますが、この実質公債費比率について、私もずっと申し上げてきたわけですが、我が市が実質公債費比率が高いというのはもう原因がはっきりわかっておりまして、下水道、水道事業このこととあります。初日かに申し上げましたけれども、普通会計だけですと12.3であります。そこに今下水道をどんどん、どんどんやっておりますから、これが5パーセント、水道は非常に改善が進みましたがなおまだ2.6パーセントですから。例えばこの部分をそっくり解消しようと思えば、下水道の事業を一切しないで止めて、水道料金をどんと上げて、そしてやればこの部分はほぼ解消する。そうすれば一挙に12パーセントか13パーセント。それでいいかということそういうことではないのですね。

議員のおっしゃるとおりで、そういう理由があってそれぞれ高い部分があると。これは年月はかけますけれども平成27年にはきちんと標準の18パーセント以下に下げたいという見通しがたっておりますので、このことについてはそう私も心配しているところではございません。ですからこのことで財政そのものがいつもあだとか、こうだとかという議論は、議員がおっしゃるように避けるべきだと思っております。

その中でその経常収支比率と出ました、これも財政論を語る上でいつも言われるわけですが、これも私も余り率が群を抜いて良くなれないという理由は、いつも申し上げておりますように人件費あるいは除雪費ということとあります。除雪は他の市町村も雪の降るところはあるわけでありましてけれども、人件費はいつも申し上げておりますが、公立保育園の多さというのはこれはもうだんとつであります、だんとつです。これはそれが悪いということではなくて、消防長は余り悪い顔をしないですね。広域部分を引きこんで消防は全部市の職員になったわけですから、本来は湯沢との共同部分があるわけです。そういうことも含めると、経常収支比率がやや思いのほか良くなれないというのはそういうことです。

でも、毎年改善をさせていただいて、21年度が93.7だったのが、22年度は88.6というふうになってきております。これは改善されたということですので、急激に、一挙に経常費をどんと落とすということはできませんから、議員がおっしゃったように職員の不補充も含めて適正な職員数の確保に努めながら、この率を徐々に徐々に改善方向にもっていきたく思っております。そういうことも含めたり、財政力指数も含めたりトータル的な部分でご議論いただければ大変ありがたいものだと思っております。以上であります。

議長 休憩とします。休憩後の開会は3時10分といたします。

(午後2時51分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

議長 質問順位12番、議席番号2番・林 茂男君。

林 茂男君 観光の復興策について

歩む会の林 茂男でございます。発言を許されましたので通告にのっとり質問をさせていただきます。思い返しますと前回6月議会に私はこの場所で土砂災害をテーマに、テーマの内容は若干いろいろなことがあったのですけれども、ハザードマップのことや特別警戒区域のことなどを話していた記憶があります。まさしくこの7月にそういう状態が生まれてしまい非常に残念に思っておりますが、一日も早い復旧、復興を願っているところであります。

さらに遡ると3月には豪雪対策、空き家問題等の問題に触れ、その冒頭に今年初めにありましたニュージーランド、私どもの姉妹都市の隣町でありましたクライストチャーチ市の甚大な地震災害のお見舞いを申し上げていたところ、その一般質問の直後に3月11日のあの震災があったということで、思えば3月、6月、9月と災害がらみの話に終始したというような気がしております。

1年間、まだその途中なのですが、3回もの災害に見舞われるという異常さではありますが、今回テーマに掲げました観光の復興ということで、「復興」という文字を入れておりますが、まさしく今、特にスキー観光産業については、私は災害を超えたものというようなところがありまして、復興という観点からこれに立ち向かわない限り、光明を見いだせないものであるという観点から今回この質問を行いたいと思っております。

1番目に掲げました民間の観光施設は、災害復旧適用の対象外となる。観光を基幹産業と位置づける本市として、税の減免等も含め、市独自の救済策や新しい制度を考えられないか。また、国に対し、制度の不備改善を求めるべきと考えるがいかがかということを掲げました。もう先ほど午前中に7番議員の中沢議員の方から話がありまして、市長からは本当に明解な回答をいただいておりますので、重複する部分はなるべく避けたいと思っておりますが、少しだけ違う角度から話をさせていただきたいと思っております。

私は今回この震災に当たり、いろいろな人から相談を受けたり、自分でもつぶさにその状況をみる中で、大変国の制度がこの観光業というものに対して、それを救済するという意味から補完されていないということを実感として思いました。まさしくこれまでこの議場、また8月の議員全員協議会、そういったところでも話があった観光業がなかなか救済策がないと。市長も苦慮する思いを語られておりましたけれども、そのことが国の制度にそれが補完されていないということの一言に尽きるものというふうに思っております。

ここ数日間、インターネット等で発表されているわけですが、東日本大震災の被災各県の国への要望書をいろいろ見る作業をしました。各省庁への具体的な非常に多岐にわたる多くの要望事項がそれぞれの県から述べられているわけですが、その中でその量、それから質、共に観光面の復興要望のウエイトは非常に一文、二文という感じで他に比べると

非常に少なく、著しくそれも具体性を欠くものでありました。

私はまだ観光というのは国の中におけるウエイトとしてその程度なのだなということ、業としてそれをまだまだ見ていないのかなということらを率直に思いましたし、落胆するところも感じました。先ほどの午前中の中の話の中で観光庁の話が議員も市長もされておりました。触れておりましたけれど、3年前に鳴り物入りでできた庁でありますけれども、確かに観光庁の話の中には震災がらみの話等が載っておりましたが、様々な災害対応の文字というのはそのページの中からはほぼ読み取ることができなくて、一体何をしているのかというのが率直に思ったところでありました。

しかし、我が国における観光地というのはその多くが山間地や海辺の端にあるといっても過言ではないと思います。非常に災害を受けやすい場所に立地としてある。風光明媚なところと災害を受けやすいところとは表裏一体のものであるというふうに思います。今後も必ず起こり得る、また起こる場所だという視点に立たなければあらゆる施策が、それに基づかなければならないというふうに感じているところであります。多くは経済的には脆弱な地域に位置しておりますし、しかしながらその地域において非常に産業の、経済の一翼を担っているところになっております。農林水産省等のように確固とした保護策はほぼ見受けられないというのが実態ではないでしょうか。光が当たっていないというのが事実だと思います。

国の対応を待てないならば、では我々はどうするか。市として独自の方策がないかということも前の議員も触れられておりました。例えば農地が観光の施設等である場合に、その救済の割合としてゼロか100かという岐路に立たされてしまいます。観光立市を標榜する当市として、国において観光業を、観光をなりわい業として位置づける方策を喚起して、この施策に対する不備是正について我々議員の今後の政治活動ももちろんであります。市としても行政からも声高にそれを訴えていっていただきたいと思いますが、市長の所感を伺いたいと思います。

二つ目、地域の崩壊をまねきかねないスキー場の閉鎖をこれ以上生んではならないという視点でお話をします。二つのスキー場の閉鎖があります。この冬は当地の冬の風物詩といってもいいナイターの照明が非常に少なくなることが発表されております。私どもの石打も平日はほとんどリフト2本しかナイターはしないということが決定になりました。今、当市の観光にとって私は火急の問題として、非常に差し迫った問題としまして疲弊している既存団体、市の観光協会等があります。しかし、一番現場を下支えしている地元観光協会等の再興ということを実際にテーマに掲げないと、私はこの産業は底から崩れてしまうというふうに自分もやっている経験上思っておりますし、それが急加速的になっているというふうに思っております。

既存の市の今ある観光補助金制度の次元等ではなくて、それはそれでいいのですが、この本当に本支えをしななければならない部分の団体に対する、非常に元気づける大型の支援が必要だと思っておりますが、市の今後の方針にそれは生かされないか市長にお伺いをしたいと

思います。風評被害の枠ではなくて、再興の、再建、再興の視点に立った複数年度の支援策が必要だと思っておりますし、補助額の引き上げ、負担割合の大幅な引き上げ、これらにかかっているかというふうに思っておりますが、また、その前提としてそれら現場の本当の声を私は市長自らぜひその人たちを呼び、本当の気持ち、また本当の策を、熱のこもった中で語り合っていていただい方策を見つけていただきたいというふうに思っております。

三つ目に移ります。大小の各種イベントや競技会の主催・運営形態が様変わりしております。利用団体、要するにイベントや競技大会等を行おうとする、利用する団体や、例えばメーカー、企業からの提案型のそういうものが増えてきています。誘致の呼び水として相手側に対する新規の補助制度を整備するべきであると私は常々考えておりますがいかがでしょうか。

議員になりたての頃、八海山で行われました全国マスタース大会の補助のことで質問をしたことがあります。そのときにももっておりますが、その後でもいろいろな検討を加えてくださっていると思いますけれども、今のところは結果が出ておりません。この点につきましてどうお考えになっておられるか現状をお聞かせいただきたいと思います。

四つ目です。ここからはちょっと簡単なテーマといいますが、ソフトな感じになるのですが、ヨーロッパに学び、花々のあふれるまちづくりをやったらどうかというふうに思っております。当該地域にはきれいな村コンテストや個人宅や施設などの美化を競い合う、そういうコンクールが行われております。南魚沼市においても市民参加の中でこれらをやっていく、観光は観光に従事するものだけがその産業を支えているのではなくて、訪れる方々に至ってはそのまま全てを見て、その空気を読み、嗅ぎ、その観光地の評価を決めていくということですので、私は市民の心の豊かさを創造するという意味からも、こういったことを提案したいと思っておりますがいかがでしょうか。

また、南魚沼風景100選のようなものの取り決めを行い、それを観光媒体等にどんどん露出させていくというようなやり方、市民もそれから対外的な訪れる皆さんからの参加も含めてやっていったら非常に楽しいことになりそうだという気がしておりますがいかがでしょうか。

五つ目になりますが、統一感のある観光看板の整備に設置更新を促す制度を欲しいということでもあります。天地人でいろいろな事業化をされて看板整備をやったことは知っておりますが、いまだに市内にはいろいろな、老朽化やまたこれが果たしてふさわしいだろうかというような看板が設置されております。この辺のところ、どうしても今それぞれの団体、設置団体等は弱体化しているという中で、できればその設置の更新等、また本当は統一感のあるものが求められると思っているのですが、そういったことを促すような制度を新たに新設できないかというふうに考えております。

また、この前8月の終わりに高知県を訪れる機会がありました。そのところで例の、この辺ではアフター天地人、高地ではアフター龍馬伝ということになるわけですが、本当に全県挙げての観光の街づくりが進められていることをつづさに拝見しました。その中で我

が市において違うなと思ったところは、これは県が旗振りをやっていると思うのですが、国道等の交通標識の中に、本当に小さな観光の名所をどんどん拾ってそれが表記をされていると、例えば岩崎弥太郎生家、このようなものまで道路標識の中にどんどん入り込んでいる。非常に観光をしに来た側にとってはものすごくわかりやすく、その意気込みすらも感じてしまうというふうなところがありました。この辺のところ、なかなか新潟といいますが我々の地域にはほぼないというふうに思っていますが、この辺のところ、国交省なりとの関係を強化する中で、新たな取り組みというのも十分考えられるのではないかと思ひまして、提案をさせていただきたいと思ひます。

六つ目になります。素朴な思ひであります。野球場のことはいろいろな取りざたがあることは十分わかっておりますが、陸上競技場と総合的な体育館の設置の要求、要望は私は非常に大きいというふうに思っております。先ほどの財政の話をお聞いている中で、このようなことを今この場所から言えるかどうかはちょっと疑問もありませんけれども、私は検討にすら入らない、例えばタブーだという形の中の空気を打ち破って、やはり将来に対する見通しを立てるべきだというふうに思っております。この点につきまして市長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

以上6項目、非常に長くなりましたが壇上からの質問を終わらせていただきます。

市長 観光の復興策について

林議員の質問にお答え申し上げます。1点目の観光の復興策について順次お答えいたしますが、国に対しての要望であります。これは正にちょっと理不尽でありまして、実は私が全国簡易水道協議会の会長に就任をしたおとし、先おとしにちょっと厚労省の方に提案をしたのですが、水道事業あるいは病院事業は公営でありますけれども企業会計の部分については、激甚災害指定の項目が入っていないのです。国交省あるいは農水省の部分については非常に手厚く激甚災害指定についての規定がございますけれども、この部分がないということで今、組織を挙げてそのことについて国に要望しているのですけれども。

なぜかといいますと、いわゆる企業会計だとそれだけなのです。ところが水道や病院なんていうのは今やもう本当にある意味道路とか農地とかという以前の生活にとっての最重要インフラでありますから、これが企業会計が故にその激甚災害指定がないと。では下水道はどうなんだとこうあるのです。下水道だって会計上はもうある程度建設が終わって管理に入れば、これはもう入っていくわけですから、なかなか省庁間の縦割り部分が色濃く残っておりまして、これを統括するのが内閣府であります。内閣府にまで話は持っていくけれども、いや制度として難しいとかどうかこうとかといってなかなか実現しません、これはやはり粘り強くやっていかなければならない。

特に簡易水道なんかはもう一番財政的に厳しい状況の中で、今回のこの豪雨災害、あるいは東日本大震災についても簡易水道箇所というのは非常に多いのです。それが激甚災害指定になっても、その部分は補助率アップがない。ただ、特例的に中越大震災のときのように、その水道部門も激甚災害を指定して、その上に改めて水道なら水道部門も激甚災害と同じように

補助率アップをしますということを決めてもらえば、それはそれでいいのですけれども、一々面倒なのです。ですから、そういうことも含めて、そうしましたら今のこの観光にまた。

私も観光事業といいますか、そういうことに対して災害時に補助制度がないなんていうのは今回初めて私はわかったわけでありまして、新潟陸運局の北陸陸運局ですか、観光の部長さんにも電話を差し上げて、国の制度として本当に存在するか否かよく調べてくださいと。1日ぐらいかけて調べていただきまして、やはりないと。何か使う制度はありませんかと、残念ながら今のところ制度としてはありませんと。県との中でよく協議してもらって県の制度があればということですが、県の制度は先ほど触れましたようにいわゆる公営部分についてはあるのです。ところが民間の部分にはないと、こういう制度でありますので非常に理不尽だということを私も痛感しております。

ここについてはやはり改善をしていただくということを強く国の方にも求めていかなければならないと思っておりますので、具体的には動きを始めております。けれども、ただこれが今の災害には間に合うということではありませんので、何か特例的な部分を認めていただけるか否か、これも含めて国に対してもあるいは県に対しても働きかけを強めて参りたいと思っております。

2番目の既存の観光協会等についての再興の支援に、既設の補助金制度でなくということであります。どういう部分を具体的に想定しているのかちょっとわかりませんので、今までもいわゆる通常の運営に対しての補助については厳しく、これはなかなか簡単ではありません。ただ、事業をやりますとか、あるいはこういうイベントをやりますとか、そういうときには個々に事業費の補助としてのことは十分考えますからおっしゃってくださいということ、例えば石打のイルミネーションとかそういう部分については、一応の対応をしてきたところであります。この後の再質問の中でもし具体的な部分等がございましたら、またお知らせいただいで、そこできちんとした議論をさせていただければと思っております。

ただ、9月補正、この初日にご決定いただきました石打、丸山、舞子、上国での観光協会が計画をしております首都圏からの誘客バス、これについては議会の皆さん方からもお認めいただきましたので、200万円だったでしょうか、補助を計上させていただいて復旧に努めてお客さんから大勢来ていただけるように。これが市内全域に広がっていければ一番いいわけですので、そういうことも含めて補助も差し上げようと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日のニュースで、前にも新聞で出ましたが、魚沼市の観光協会が無料のシャトルバスを150万円。これは観光協会が他の事業を縮小したり中止したりして、この費用捻出に当たってやるそうでありましてけれども、無料シャトルバスという部分がどういうふうに効果を表すのかちょっとわかりませんけれども、こういうこともまた参考にしながらいろいろ考えていければという思いであります。

3番目の全国タイトルレベルの競技会イベント。これは前に議員にも確か申し上げたと思っておりますけれども、こういう全国的なイベント、大会、これについて要求額が満額ということ

はそのときの財政の中身、あるいは事業の中身等でわかりませんけれども、これは今までもある意味対応してきたのではないかと考えております。例えばスキー関係も確か何度か大きい大会がありましたけれども、現金支援でなくて例えば人的支援も含めてそういうことはやっていたという思いがあるのですが、また何か部分的な中でこうだというものがありましたらお知らせいただきたいと考えております。原則としてやはり市外からの参集者が相当見込まれる、市の経済にいい影響を与えると、こういうことについては検討はきちんとしていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

4番目の花々のあふれるまちづくり、各種コンテストであります。市民の皆さん方が美しい、きれいだと愛着を持って見るということは、当然観光客、観光に訪れた皆さん方もそれは素晴らしいと思って見ていただけるわけでありますので、ご提案いただきましたコンテスト、こういう取り組みをその関係団体や関係課の中で協議をさせていただいて、市民参加型の持続可能な単年度でぼんぼんと終わってしまってはだめですので、そういうイベントになる要素があるや否や。こういうことも含めて検討させていただきたいと考えております。

案内看板の、観光看板といいますかの件であります。この観光案内看板につきましては県あるいは雪国観光圏の推進協議会と協力して、今、統一した案内看板の設置に向けて検討を重ねているところであります。制度につきましては個人の設置する看板までの制度はちょっと難しいと思いますけれども、これは検討に値するものだと考えております。

国道等にスキー場などの固有名称を表示した集合案内看板これは設置をしておりますから、議員がおっしゃったように小さな部分までという部分は確かまだ至っておりませんが、例えば道の駅なんかは国交省の方で対応していただけるとか、国の方もそういうことについては非常に柔軟に考えておりますので、そういうことも含めてやはりきちんとした案内が本当にできるようにやっていかなければならないと考えております。個々の設置については観光事業補助金の補助対象になりますので、この制度の利用もお考えいただければと考えているところであります。

なかなか設置条件等によって非常に目立たないところにぼんと置いてあるとか、そういうものもございます。これは市の観光協会が管理しているところでありますけれども、こういうところもある程度整理、統廃合もしなければならぬと思います。六日町インターの降りたばかりのところに、余りにもいろいろのものがあつ過ぎてちょっと不統一感があると。しかも雑多の感がいたしますので、ああいうものも本来はもっと整理されるべきなのですが、これはなかなか個々の方が、個々の事業者があそこに土地を借用して、そして立てているので、市が撤去しろとかどうかと申し上げられませんが、やはりそういう団体を通じてもっとも皆さん方が統一感を持って、そして見やすい案内看板が設置されるようなことは行政としても指導、あるいは要請をしてみたいと考えております。

陸上競技場と体育館の建設要望であります。これはタブーではございません。タブー視はしていません。ただ、今それを視野に入れていないと申しますのは、合併時の新市建設計画ということの中に盛り込んでおらなかったものですから、それについては27年までの間

で建設がどうだこうだということについては余り議論をしませんし、検討もしなかったわけ
であります。

例えば陸上競技場ということであれば、これは過去に大和中学校のグラウンドを公認化し
たわけありますから、これをある程度リニューアル的に整備をしていけばまた公認がとれ
るかもわかりませんし、例えばですね。体育館でも、観覧席付きの体育館という話は以前か
らありましたが、今のディスプレイの体育館を例えば観覧席付きに改修ができるか否かと、
これも考えなければならぬことだと思っております。けれども、今はそれ以前の合併時の
約束事の、あるいは新市建設計画に登載されたものを総合計画上に載せたものについて集中
的に検討しておりますので、この時期がいつ頃だとか検討に入るとかということは申し上げ
ませんが、タブー視は全くしておりません。今後やはり相当の議論を積み重ねていくべきだ
と思っておりますので、またよろしく願い申し上げます。以上であります。

議 長 ここで林茂男君より、資料の配付の申出がでておりますのでこれを許しま
す。そのままお待ちください。

(資料配付を行う)

議 長 続行いたします。

林 茂男君 観光の復興策について

ご答弁いただきまして、1番の方から順次手短にやっていきたいというふうに思っており
ます。今回災害対応で見えておりまして、例えば私の友達の中には鯉を飼っているような仲間
がおります。例えばこの養鯉業、魚を養う方の業をやっている人はこの農林関係の対応で復
旧の対象になる。しかし、釣堀業をみますとこれは観光業とみなされて対応にならない。本
当にいろいろ理不尽だと思うことがたくさんありまして、ご相談申し上げました担当のとこ
ろにはいろいろなことでご迷惑をかけたということもありますが、なかなか改善されるもの
はない。

例えば農業機械等の助成、被災をされた農業機械等の助成というのが当市ではあるかどう
かちょっとつぶさに見ておりませんが、そういったものを対象にしているという近隣市町村
の話も聞いておりますけれども、では観光施設はどうなのか。ホテル業の大変な問題もあっ
たというように聞いております。本当にいろいろあるなあというふうに思っております。

先ほど文句たらしく観光庁の話をしてしましたが、観光庁は今年政府に要望を1点だけしたこ
とが明記されておりました。それはこの議会の中でも何度も取り上げられたし、私も地元の
同じ仲間である観光業の皆さんから言われている固定資産税の減免措置の問題等はいわれて
いるわけですが、これもやはり観光庁が政府に対してやはり本気に取り組んでいるとい
うことが挙げられておりました。検討しますという答えだったそうであります。

市でも今回その都度固定資産税の減免はなかなか考えられないという話だったのですが、
今回、今配付をわがままを言いましてしてもらいましたこの南魚沼市スキー場等施設整備奨
励条例というのがあるようであります。これは旧六日町の時代から続いている条例だという
ふうに聞いておりますが、この中で第2条のところに書いてあるとおり、スキー場等の索道

施設 索道施設と限っているわけですけど、その新設、増設、更新により、これが対象になって第4条の部分では、課される固定資産税の減免が謳われ、同4条の2項では最初に課される年度以降5年間に限ると。恐らく新設をされるスキー場に対してその後押しとして作られたものであるというふうに思うわけです。今回のこの災害は被災状況が非常に甚大であって、市長も大変苦慮されているという中で、私は一つの考え方としてゼロからの出発と言っていい状態という部分もあるのではないかという中で、拡大解釈かもしれませんが、新設、更新と同じことではないのかというふうに思えないかというふうに思います。

字句の解釈をうんぬんするのか、それともこの条例が設置されたこの地域におけるやはり大変な経済的な影響がある施設であるからこそ、この条例が作られていると思いますので、条例の本性を尊ぶのか、その二つの分かれ目だというふうに思います。これらのことを根拠に何とかいろいろなことを考察して救済するという方法を考えられないか、一つのこの根拠に考えられないかということにつきまして市長にお伺いしたいと思います。

市長 観光の復興策について

この条例はご承知のように索道施設に限って。いわゆる工場誘致条例と同じ文言であります。ですからこれを根拠に、では索道施設ということであれば、今索道施設が大きな被害を受けたかという索道施設ではほとんどないのです。いわゆるゲレンデ、ここにありますので、この条例をもとにしてということはちょっと無理があるかと思いますが、先ほど中沢議員の中にも触れましたが、いわゆる復旧費に対するの補助、あるいは税の減免、具体的に中が見える部分となりますと確かその二つぐらいしかないのです。貸付金というのはこれはもういくら金利が安かろうがゼロであろうが、返さなければならぬわけですから、ある意味余り大きな助成措置にはならないという感じはしております。

スキー場はそういうことで非常に大きな被害であります。今議員がちょっと触れていたように、例えばホテルあるいは商店、こういう部分も含めてスキー場だからやりますよ、ホテルや一般的な商店は全然考慮しないということにもこれはなりませんので、総合的な判断の中でどういうことができるか。これを今検討しているところでありますので、もう少しお待ちをいただきたいと思っております。蓋を開けてみたら何だこの程度かということなのか、よくここまでやったということなのか、ゼロ回答的にはしないようにしようと思っておりますけれども、まだわからないのです、本当のところ。

でもさっきの質問にもお答えしたように、もう9月内ぐらいに方向性を出してやらなければ、これは復旧作業をしようにもできない、しても遅れる、スキー場の開設に間に合わない。こういうことがありますので、スキー場に限ったことではありませんけれども、トータル的に観光も含めた商・工業ですね、一般的に災害の補助対象にならなくなっている部分のことをどうするか。これはちょっと考えなければならない問題だと思って検討を進めているところでありますので、明解なこうする、ああするという部分はもう少しお待ちをいただければと思っております。

林 茂男君 観光の復興策について

そのとおりだと思います。これはこのままでこれが使えるというふうに思っていたというわけではなくて、こういう位置づけであるぐらい地域経済に対する影響、雇用の問題等にかかることで、先ほど市長が工場の誘致のときと同じなのだというふうに話をしていたのですが、そういう意気込みで救ってやるべき対象だというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の項目に入りますが、先ほど既に市長の方から答えていただきました。今回三つのスキー場がバス運行をやるということで、これはほかのところの地区でもっと安いのが出るとかそういうことを比べたいということではなくて、この三つのスキー場はほとんどライバルスキー場であったわけです。この三つのスキー場がスキー場ではなくて民宿関係を中心とした地元の観光協会の宿の人たちが主に、その人たちが一緒になってやろうと言ったのは、私もずっと長く携わってきましたが初めてのことであると思います。それほどみんながそういう気持ちになって一緒にやっっていこうということだと思います。

大きなこの間の問題として、大手のスキーエージェント等がリフト券の割引、値引き合戦に入ってしまったときに、宿側はこのエージェントによってもものすごいダンピングをされて、それによって非常に悲鳴を上げてきたという経験があるわけです。それを払拭する意味で今回足は自分たちで確保しようという中で、市の援助もいただいてやっっていくということになります。

今まさに今泉の交流拠点も作られているわけでありますが、ここもこのままここが物産館とかそれだけの機能であれば私は余り観光交流というふうには、大きな成功というふうには思えないところがあります。例えばこういうバス止めの部分、この部分に例えば旧塩沢の地区であれば、それぞれの人たちがみんなそこに集まってきてお客さんを乗り下ろしをさせる。そして、そこで物産等の購入等があつて、それぞれの物産の売り買いが生まれていくという、そういうようなところで生かしていくことが望まれると思います。

これは塩沢に限ったことだけではなくて、先ほど市長がおっしゃられたように六日町、大和の中にもこういったものがどんどん入っていけば非常にまた面白い展開ができていくのだろうと。これは冬に限ったことだけではなくて、いろいろな各種のイベントの中で生かされていくものだと思いますし、今回のその三つのスキー場の皆さんが成功させていくそのことが非常に大きな問題だと思っております。

こういったことには大変やはり不安と、それから資金が必要になっていくという中で、私は先ほど言った観光補助金の率等の問題で、やはりもう一步踏み込んだ形でみんながそれなら頑張つてやろうというようなところの部分に引き上げていただきたいというのが本旨でありますので、ぜひお願ひをしたいと思います。

それと、他の観光地ではある部分がありますが、観光施設のリフォーム。今、住宅リフォームがありますけれども、観光施設の新たなこれは装置産業なので新しいものをどんどんしていけないと先がないというところがあります。こういったものを呼び水として、施設リフォーム等の問題等にも踏み込んでいけたら非常にうれしいことだと思っておりますが、

よろしくお願ひしたいと思っております。

市長 観光の復興策について

今の議員のご質問でありますけれども、そういう思いを込めながら今回、市からの押し付けという部分ではなくて、地元の皆さん方、あるいは団体の皆さんが発案をして、とにかくやってみようということです。補助率が低かったか否かということはこちらに置いていただいて、そのことに取り組んでいただくということで非常に期待をしているわけでありまして、これをぜひとも成功させていただいて、いわゆる負担がお互いなくてもやっていけるというような方向が出れば、これがまた一番いいわけです。ぜひとも市としても最大限の協力をさせていただきながら、この事業の伸展を望んでいるところであります。

リフォームということになりますと、いわゆる民宿等ということではなくて観光施設・・・（「宿」の声あり）宿は住宅リフォームとかという部分はありますけれども、このいわゆる観光施設といいますか観光用のペンションあるいは民宿、旅館に限ってのリフォーム制度というのは全く今は思いも及ばなかったところでありまして、これは今のところすぐに検討してみようかということがお答えをしづらいわけでありまして、そういうご意見があったということを伺いながら、また今後の中でどういうことができるか考えられればと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

林 茂男君 観光の復興策について

三つ目の部分なのですが、先ほど大会等に助成とかやれるのではないかという話なのですが、ちょっと角度が違う部分をやっているところ。これは湯沢町のコンベンション誘致推進事業補助金というものがあるのですけれど、これは例えば会議ですね、大型の全国会議とか、産業見本市とか、例えばそれはスポーツ関係の協議会、いろいろな文化的なコンクール、こういったものに上限50万円として主催者が開催するに要する費用に対して補助をするというのがあります。

私は以前観光の方に地元でいたときに、いろいろな各メーカーの担当者、いろいろな打合せに来る人たちから、あなたの市にはそういう制度がないのかという話がありました。これは何度もいわれた経験があります。これは少ない援助で大きな経済効果を上げるということ、また、宿泊者に乗じた基準で判断してその補助を決めていくというようなことがありまして、私は非常に有効な手段だというふうに思っています。これが観光に携わる人たちにとっては、ほかのところでもうそういう制度があって私のところにはないということになると、その時点で競争から外れてしまうという部分が出てくるかと思っております。私はこのことは躊躇なく取り組むべきだというふうに思っていますが、いかがお考えいただけますでしょうか。

市長 観光の復興策について

またまた私がごくこの件について、議員の今のご発言についてちょっとよく内容を把握しておりませんので、主催者と申し上げますのは、そこにいわゆる出ていこうとする皆さん方に対する補助ということですか。余りあるかないかは別にして、それこそちょっと今ここですぐに即答ができかねますので、担当者に確認をさせながらどういうことが考えられるのか、

ということなのかを含めて、まずは確認作業から始めさせてください。お願いします。

林 茂男君 観光の復興策について

ありがとうございます。なかなか言い方や引き出し方が上手にできなくて申し訳ないところもありますが、今後も熱意を持って取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番目につきましては、本当にそういう気持ちで新たな検討に入っただけだと面白く思ひますし、もちろん既存の観光協会等があるわけなので、そういったところもいいのですが、それを超えた市全体の取り組みということになると市長の姿勢ということにもなってくるかと思ひますので、ぜひそういう観光事業団体を超えた枠組みでやっていっただければ非常に楽しいと思ひています。

5番目の看板につきましても、今ほどご答弁いただきました内容でいいと思ひますし、6番につきましても、そういうことでタブーではない、十分考へていっただけいいことだということの明確なご答弁をいただきましたのでありがたいと思ひております。大変あれですが、以上のところをまとめまして答弁をいただきまして終わりにしたいと思ひます。

市長 観光の復興策について

4、5、6まとめてということであります。先ほどご答弁を申し上げたとおりでありますので、そのようにまた議員からもご提言をいただきながら頑張っていきたくと思ひております。よろしくお願ひいたします。

議長 質問順位13番、議席番号9番・今井久美君。

今井久美君 7月の豪雨災害に関連して

それでは7月の豪雨災害に関連して一般質問を行います。さすがに大きな災害でしたので、災害関連の質問が多く出されております。大体答弁を聞いていると私への答弁も少し想像ができるような感じになってまいりましたが、私は私なりにまた考へがありますので、質問をしていきたくと思ひます。

東日本の震災から約半年が過ぎたというような報道がここ何日が続いております。まだ発見できない人が多くいる中で、住宅の問題やら収入、今後の生活再建など様々なことが見通せず混沌としております。まして福島の方々の住んでいた家、町に帰れない状況は深刻なことだというふうに思ひます。「浪江が好きだ、帰りたい」浪江の若い事業主が集まって相談する報道をみながら、さぞ悔しいことだろうなというふうに私も思ひました。自分たちの努力や意志で現状の回復もできず、本当に悔しいことなのだろうというふうに思ひます。浪江の土地なのか、人々のきずなを重視するのか、若者の心は判断がつかず、そんな状況を報道してございました。帰りたくても数値が下がらないと帰れない現実があります。

我々も7月のかつてない豪雨災害を体験いたしました。市長が南魚の福祉大会であいさつしていたとおり、我々には各行政区長を中心に自主防災組織、消防団、職員、業者が一丸となって応急対応に向かった地域のきずながあります。本当に消防団もよくやってくれたと思ひます。各地区で感謝の言葉が多く聞かれましたし、何日も出てもらいました。また、業者

も職員、区長の指示でお盆の間際までよく対応してもらったというふうに思います。この地域を自分たちが守るといふ強い気持ちで、仕事という部門を超えて対応してもらったものだと私は思っております。決してここに営業所がある業者が即対応してくれたわけではありません。したがってこの地域における国、県、市の発注工事も極力地元業者から施行してもらいたいと強く願うものであります。

みんなが一丸となって対応できたのは、少しでも見知った顔であり地域だったからだと思っています。仕事や地域の行事を通じ触れ合っていたからだと思っています。ふだんからの様々な行事を通じた地域のきずながいかに大切なのかを実感いたしました。あの中越地震のときも、水害、地震と続きもうこの先豪雪というようなことはないのだろうなあというふうに思っていたら、明けた1月からの豪雪でありました。今年も局所的なものも含め、激甚災害の連続であります。またいつ何時という状況の中、これからの防災対策の向上となるべく通告にしたがって質問をいたします。

最初にこの地域のきずなを強くしていくためにも「開発センター」機能の充実を図ってゆくべきではないかということでもあります。このことについては地域のコミュニティも含めまして、議員になってから再三質問してきましたので、市長の気持ちもわかるわけですが、あえてこの災害に関連してセンター機能強化の必要性を伺います。

五十沢地区では区長総代の呼びかけで8月4日に緊急の臨時区長会を開き、災害対応について協議いたしました。そんな中で区長に配備された防災ラジオが入らない地区があったというようなことで話がありました。このことについては先の答弁でエリアメール、全国瞬時警報システム、Jアラートの導入などの話がありましたので、市民、行政区に今後も周知、徹底をして活用できるように指導をお願いしたいと思います。

また、今回の災害は沢筋からも驚異的な水が流れ出て流木が橋に引っかかり、夜を徹して除去に努め、防災グッズが活躍しているのを見かけました。あのとき、県の事業なので何にも言えませんでした。集会所がなく対象とならない行政区も今回大きな被害が出ております。明かりが必要だったと思います。そして何より、地区全域に災害が広がっている中で、防災無線も配備されている開発センターが、明かりがともり地区の状況を把握し中心的な場所となっていなかったことでもあります。かつて消防団にいたとき、有事の際は開発センターが集結場所であり、町役場との連絡場所でした。人々のきずなを強くして有事の際に機能する開発センターとなるよう検討すべきと思いますが、伺います。

次に災害予備費の当初予算への計上についてであります。今回、応急対応に区長が先頭に立って行動している姿は、住民にとって大いに安堵したことと思います。作っては流れ、作っては流れ、何度も土嚢積みをやし、重機でしめ切りをしても流されて一晩で流れが何度も大きく変わる激流に、それでも区長を先頭に対応しました。それは危機の排除を優先に区長権限での対応を決めていたからであります。大変大きな決断だったと思いますし、牛木議員同様、私も高くこのことについて評価をいたします。この区長、防災組織の長が即判断し、応急対応に向かえる財政的な裏付けとなるよう、今回の総額を検証し、当初予算で災害予備

費を計上していくべきと考えますが、見解を伺います。

次に市が行う防災訓練についてであります。東日本の震災、今回の市内被災地、台風12号の被害地で聞かれるのは「今までこんなことはなかった、生まれて初めてだ」起こり得ないと思っていたところに被害が出ております。防災ヘリが飛んできて地域全体で防災意識を高める訓練も非常に大切なことではあります、不意に襲う災害にもお互い冷静に判断し、行動する訓練が必要と思います。先の答弁でいろいろな提言もあるようですが、年1回の訓練を積み重ねて効果のあるものとしてゆくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に最後ですが、原形に復旧するだけでいいのかということであります。国・県に危険箇所の調査、対応を求めていくべきと思います。このことについては初日の答弁の中にかなり含まれていますが、危険箇所が膨大にのぼり、多額の費用と時間がかかる答弁でありました。しかし、今回の災害では、数年前から地元の早期着手を願う陳情があった箇所が多くあります。地元はよく知っていますので、早めの調査、対応ができるようなシステムづくりを望みます。以上、壇上からの質問とします。

市長 7月の豪雨災害に関連して

今井議員の質問のお答え申し上げます。7月の豪雨災害に関連しての1番目の開発センターの機能の充実でありますけれども、先ほど井上議員の質問でもお答え申し上げたところでもありますけれども、このたびの大災害で幸いにも人命、人身、これに影響が出なかったことは、本当に自主防災組織、そして各行政区の役員の皆さん、あるいは消防団、こういう皆さん方の、地域の皆さん方の自助、共助、イコールこれはきずな。地域のきずなでありますけれども、これがいかに大事だったか。そしていかに私たちの地域でそれが機能したかということの表れでありまして、本当に大きな力になるのだなあということを改めて実感をしたところであります。

これからもやはり地域のコミュニティということをきちんと築き上げていかなければならない。そういう意味でそれぞれの集落の開発センターも含め、あるいはその地域ごとの地域開発センター、これもきちんと機能させていく、充実をさせていくということは、やはり活動の中心になるべきところでもありますので、そういうふうにはやっていかなければならないと思っております。

そこで、センター中心の対応についてであります。今の、今のこのセンター長の責務、あるいは勤務体制、これらを考えますとこのままでセンターを地域の防災拠点とするということは、非常に難しい部分がございます。このたびのこの災害のように市全域に渡る、こういう災害でありましたが、例えば昭和44年のときのように、五十沢、城内が被災をしている。こういう場合には本庁舎や大和市民、塩沢市民、あるいはこの地域を除いた旧センター、9か所あるわけですが、このうちの該当地域のセンターに複数名の職員を配備して、それで当たるということでは可能です。

17年のときの大和の水無川とそして城内の宇田沢川がすごい雨でちょっと氾濫いたしました。例えばそういうときとなりますと、大和のあそこありますと荒山になりますか、

茗荷沢になりますか。茗荷沢ですから東地区ですね。こちらは城内地区のセンターに職員をきちんと配備をして、その中心的な機能を担わせるということはできるのですが、この全域にわたったときには、先ほど井上議員のご質問にもありますように、職員の絶対数がもうそういうことを想定しない職員数でありますから、足らなくて、この本庁舎と塩沢、大和両庁舎に、そこに配属をするということだけで手いっぱい。ですから、あとは自主防災組織や各地域の区長さんや消防団にある意味主導体制は頼るということになっているわけでありまして。

これを現地の対策本部として機能させるということになりますと、非常に難しい部分がございます。今ほど触れましたように局地的な部分であれば、これは十分可能でありますので、そういうことはこれからの地域防災計画の見直しに合わせて検討しなければならないと思っておりますが、全域にわたったときに、市内に今あります先ほど触れましたが大体トータル的に12あるのです。昔の市町村の、旧町村の中ですから。開発センターと名前をふっていても、その地域、地域の拠点的な部分12か所。ここに全てその地域の対策本部的なものを置くということは非常に不可能だと思いますので、それらをどう補うか、補完できるか。これは先ほど触れましたように地域の皆さん方のお力をお借りするということだと思っておりますけれども、どういうことにすればいいのかということとはきちんと検討させていただかなければならないと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

災害予備費の計上であります。一応予備費そのものはもう災害想定なのです、常に。災害ばかりとは限りませんが、予測しない出費に備えるということで、その額が5,000万円がいいのか1億円がいいのかということはありませんけれども、そういうことで計上しております。例えば今回のようなときのために8億円も10億円も予備費ということはちょっと考えられませんので、予備費は大体例年5,000万円から1億円ぐらいの範囲です。そして予備費が足りないからどうか、こうとかということではなくて、もう今回のように指示は指示でもうとにかく仕事はやっていただく、そして1日も早くその支出行為ができるように、専決をお願いしているところであります。この額が一般的に何億円とか何十億円になるということではなくて、いわゆる予備費はもう災害用だというふうにご理解をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

防災訓練についてであります。やはり地味であっても、あるいは例年同じようなことの繰り返しであっても、それをきちんと習得する、積み重ねることによって得られるものというのが非常に多いわけでありまして。これは訓練として本当に重要だと思っておりますし、やはり真剣な気持ちで取り組んで、本当に災害現場だという臨場感を持ってやっていただくということが非常に重要だと思っております。そういうことのためにも、例えば県から防災ヘリが来ていただくとか、あるいは放水の訓練とか、はしご車での救出とか、こういういい方は失礼かもしれませんが、見ごたえのある部分がありますと皆さんが相当緊張もしたり、あるいは興味も持ったり、そして真剣になります。そういうことも含めて、例年つまらないとかどうかということとは、さっき井上議員にも申し上げました。お言葉もあります。まずは基礎でありますので、これをきちんと積み重ねると、このことに真剣に取り組んでもらうと

いうことを徹底しながらやっていきますのでよろしくお願い申し上げます。

危険箇所の調査、対応についてであります。災害そのものは原形復旧が原則でありますけれども、いつか昨日かおととい申し上げましたように、今まで砂防堰堤がないところが大変な土砂災害があった。そこに堰堤を設けるといのはこれはもう原形復旧ではないわけです。危険予防です。例えば昨日も話をしました滝谷の部分で、堰堤は設けた、下流には流路工が必要だけれどもそれもない、これも付けるわけですから、これも原形復旧が原則でありますけれども、その現場に応じた復旧体制をとっていくということであります。

例えば農地農業用施設で、ベンチフリュームが今まで300であったのをこの際だから500にしてみえとかそういうのはだめですけれども、こうしなければまた危険が及ぶ、当然災害も予想されるというところは、なくてもそれはきちんとやっていく形はとりますので、この原形復旧が終わったからいいやという考え方は持っておりません。ただ、施設、内容によってはそういう部分もありますけれども、それそのものは災害を起こす要因ではありませんで被災した部分でありますので、災害を起こす要因、沢の土砂止めとか、あるいは河川の護岸とかこういうことはきちんと対応できますので、そういうことを目標に念頭に置いて、この災害復旧に取り組んで参りますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、まだこれで危険箇所がなくなったなんてことではありません。議員がおっしゃるように主にもうこれは国・県所管の事業になりますので、今回のこの災害を目の当たりにして、国も県も非常にそれは実感としてわかっているわけでありまして。そういう危険箇所の早期着工、そういうことも含めて強くまた対応を求めてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。以上です。

今井久美君 7月の豪雨災害に関連して

それでは1点ずつ、また再質問をさせていただきたいと思っております。今、最初の開発センター機能について答弁をいただきました。私はこの質問を書いている中で、今回の全域に広がった中で、情報の伝達としてワンクッションあった方がいいのか、それよりストレートの方がいいのかいろいろ考えました。本当にケースバイケースだと思います。ただ、私たちは、市長も六日町出身ですから、開発センターがかつては人間が常駐して充実して、文化も芸能もそこを中心にしながら地区があったというのが、だんだん合併後に縮小されたといいますが、力が弱くなったというか、常駐もほんの少しというようなことになっています。私はケースバイケースとは、どういうときでしょうか。局部的だ、全域に広がった、そういういろいろなケースがあるでしょうけれども、とにかく有事が起こったというときには、まず、その地区の中心となるべき開発センターに、やはり誰かがいて、それを中継するかしらないかその被害の状況によると思いますが、そういう機能だけは日々の中でも継続して育てていってもらいたいというふうに思います。

今も何時から何時までみたいな形で、また地域のコミュニティの中での常駐をしてもらっているような感じですので、意味合いが市の直轄で動くような人たちということではないわけです。その辺についてもう一度市長の考えがあったら聞かせていただきたいと思います。

市長 7月の豪雨災害に関連して

それぞれの開発センター等につきましては、災害時のいわゆる避難も含めたそういう拠点にはなっているわけであり、避難も含めた。ただ、災害の状況に応じて避難指示を出すとか、あるいは情報伝達をすとかという、そういう機能は今確かに持っていないわけであり、議員がおっしゃるのはそういう部分の機能をそこに置けということだと思いますけれども、全域にわたったときに、さっき言いましたように12か所持っているわけですね。ここに常にそういう部分の能力を備えた人員を配置しておけというのは、非常に難しいことです。局地的なときはさっき言いましたようにそこで対応ができますけれども、それはひとつご理解いただきたいと思いますが、地域コミュニティという部分の中でどういう改善ができるのか。地域コミュニティは全部12か所やるわけですから、どういう改善ができてどうできるのかということは、またさらに議員の提言も含めて検討してまいりますので、そういう形でひとつご理解をいただきたいと思います。

今井久美君 7月の豪雨災害に関連して

地域コミュニティ、開発センターもそうですけれども、コミュニティについて合併後、非常に難しい。塩沢地区も含めてちょっとその機能を作っていかなければならない、そういうところもありましたので、非常に私は難しいというふうにも感じていました。市の職員がそこに常駐するようにしてくれと、するべきだということを私も言っているわけではありませんが、常にそこに行ったら誰かがいて、もし、有事の場合もそこがみんなの集まる、情報の集まる場所になっていく。そういう機能だけは今後も残していくように、コミュニティの中でも結構ですのでそういう機能を継続的にもっていくように、また研究をしていってほしいと思います。

それで、次の2番の予備費ですね、災害予備費についてであります。今回の災害について、当初私もそうですが、個人の家にいった土砂、これらについて本当に自分らでやっていけるのか。それは個人のところは、何ていう話が、今度はとてももうそこらを何とか処理しないとだめなようになってきて英断を下してもらったのですが、そういうどんな災害のときも、神戸の震災もそうですし、中越のときもそうですが、個人資産への公費の配布ということについて非常に国も厳しい態度をとってききましたので、災害についてはそういうことがあるのだろうということを、私も当初は思っておりました。ただ、そんなことではなく、危険の排除を優先してやってくれと、こういう話がありましたので、区長も大いにそれを背景にしながら自分たちの地区を守るために頑張られたと、こういうふうに思います。

その中で予備費は常に災害を想定した予備費だと、こういうような話がありましたけれども、今回当初予算で5,000万円ですよね。それを、多い少ないはどうか分かりませんが、私は今回の教訓をもとに検証しながら、やはりその裏付けとなる、区長がいろいろなことに対応できるような裏付けとなるよう、これをもう少し大きなものにして用意しておくべきだというふうに思います。

先ほど財調の在り方、財調のどのくらいの規模だという話の中で、10億円ぐらいは有事

の際も考えて必要ではないかというふうな話がありました。財政調整基金はやはり災害ばかりではありませんので、災害、今回の教訓をもとに予算を考えるのであれば、その予備費のところはもう少し大きくしておくべきではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

市長 7月の豪雨災害に関連して

前段の方は地域コミュニティ関係の中でどう改善ができるかということ、私も職員を常駐させるというふうにはとっておりませんので、どう改善ができるかということを検討させていただきます。

予備費につきまして、例えば予備費に今年10億円を計上してあったとします。で、この災害が起きたとします。10億円あったから区長さんが全部指示ができたということではないのです。10億円あるうが100億円あるうが、それは市の方からもう何でもいからやってくれということが出なければ、これは区長さんはいくら予備費に10億円あるとしても、それを区長が全部使っていいなんてことにはなりませんから、予備費の金額が多い、少ないということはそう問題ではないのです。予算調整という意味もあって予備費というのもおきますけれども、それはなぜ予備費という部分があるかということ、それは当然ですけれども緊急の場合にすぐ執行ができる。すぐ執行ができるための費用でありますので、この額が多い少ないというのは余りそのことには関係ございません。

ただ、これだけの災害でなくて、例えば局地的に何かがあって、そこに5,000万円だとして、5,000万円を投入しても間に合わないというような部分が出たときには、1億円を積んでおけばよかったなと思うことが出るのかもわかりませんが、それらもなかなか想定ができませんので、額がいくらが適当だということがわからないのです。わかりませんので、その年度、年度の予算の調整の中で計上させていただいて、当然ですがそれに対応できない自体が見越されれば見越されればまた議会の皆さん方への補正予算の中で対応させてもらいますし、もう災害が発生して1日も早く支出行為をやらなければならないとなれば、申し訳ないですけれども専決処分で作らせていただくということでご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今井久美君 7月の豪雨災害に関連して

その予備費の在り方については、金額うんぬんでないということわかりました。わかりましたが、このことの最初に申し上げましたとおり、現場の当初はやはり個人のところへ入った土砂はそれはだめだと、こういう考え方が多くあったと思います。個人のところへ入った土砂も含めて、農地についても個人の負担を求めないということでこれから対応していってもら。そういうことを私は今後も、国、県の考え方はちょっとわかりませんが、私たちは今、市の行政についてこういう議論をしているわけですから、その辺もそれぞれケースバイケースかもしれませんが、おおむねそういう大きな問題が発生したときは、とにかく個人のものであっても、土砂撤去も含めて私たちもそういうふうに考えていていいのかどうか、考えを伺います。

市長 7月の豪雨災害に関連して

いわゆる規模的なものにもよりますが、災害という事態になればおおむねその方向で結構であります。ただ、さっきもちょっと触れましたけれども、局所的な、局部的な部分で田んぼがちょっとやられたとか、それもいわゆる災害として認定されないという部分も出ますね。雨も降らなかったのに崩れた、これは災害ではないわけですから。そういう中で全部そこについて個人負担を求めないで復旧ができるかというところとちょっとわかりませんが、いわゆる有事の際の部分については、もう今、中越大震災のときの負担についても求めておりませんから、大体そういうことで私たちの市内は定着させていただいて結構だと思っております。

ただ、100パーセントということではありませんので、その状況はもう議員ご承知のとおりですから状況に応じてということではありますが、大災害というときはそういうことを言っている状況ではありませんので、市民の皆さん方の負担を少しでも軽減をするという意味でそういうことはきちんとやっつけていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただ、ここが難しいところでありますけれども、議会の皆さん方がそういうことを陣頭に立って、災害の現場でやっていただくというのはこれは大いに結構だと思いますけれども、ある一部で、消防団を辞めて現役に即していない方が、自分が消防団だったときの団長までやった方だそうでありますけれども、もうあれしろ、これしろと。自衛隊を呼べとか、とても権限外のことを連発していただいて私どもも非常に困惑した事例もございます。そういうふうに勇み足にならないようにだけ、そこをひとつ十分ご理解いただかないと、行った職員とか関連団体の職員なんかは非常に当惑しまして、市の方に電話をよこして自衛隊を頼めと言われたけれどどうするかとか。そういうことはそれは市長が判断してやることで、消防団を出せというのも私の指令で出るわけですから。勝手にあっちの団長をした経験者が、ほら消防団出てこいと、それはいかないのだと言うのだけれども、なかなか経験された方は非常にそういうことがありまして、そういう面だけはひとつ皆さん方、目を光らせながらご理解いただいて十分対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

今井久美君 7月の豪雨災害に関連して

こういう有事のときの、それこそ議員の立場というのも本当に難しいのだなあというふうに思いました。今回は市長の話も聞きましたので地区の中でも話ができましたが、決して議員が財政的な裏付けを作られる立場にもありませんし、そういう根拠を持たない立場でありますので、本当に区長が先頭に立ったということの方が、よほど地区がまとまったというふうに思います。今、おおむねの考えを聞かしてもらいましたので、災害についてのこれからの進み方がある程度財政的な面で読めたということで2番については終わりにしたいというふうに思います。

次に防災訓練であります。先ほど職員も時間を決めてどのくらいかかって集まれるかやっているとかがという話を聞いて、本当にそういうふうに行ってもらっているのだなあというふうに心強く思いました。このことについては私が団にいた頃、少し団長をお願いして提言をしたことがあります。しかし、当時の町役場の総務の方が、なかなかこの計画的にやる防災

訓練を崩すと、もう人々が、みんなが動揺して訓練自体にならないと。こういうことでかなり私の思いからは遠い訓練になりましたが、ある程度想定を伏せてみたいなかたちは実施できました。

今回の中でうちもそうですが、市長のところもそうらしいですけれども、本当に「俺のところはない」とこういうふうに思っていたところがそういうふうになる。これは職員もそうでしょうけれども、地区の住民もそうなのです。やはりそのとき、あの中越のときでさえ、「逃げろ」と言ったってあの揺れの中で逃げない人もいたのですから、「あんなのはいいや」と、こういうような中でやはりどうしようもないですね、今回も。でも、みんなが避難しろと言ったら自主的でしたけれども避難できる、そういう危機感を持つ、そういう訓練を年1回の中でどこかでできないのかなあと。

想定は伏せられていますから、職員の方も例えばどこかの地区でこんなことが起こっていると。それが当日わかってそこへ救急の体制をとるとか、それこそ、これからJ - アラートですか、そういうものがもし配備できたとしたら　今回はやはり電話が通じましたから、まだ市と連絡がとれたりいろいろしました。想定の中で全部電話がだめだと、中越のときのようになったら本当にそれをどういうふうにするのだと。そしたら防災無線がある、そこへ行ってやる、そういう訓練も必要でしょう。そしてJ - アラートがどういうふうに来て、どういうふうに関心するか。そういうようなこともぜひ緊急体制としてやっていただきたいというふうに思いますので、これはこれからの防災訓練のまた作り方の中で研究してってもらいたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

それで次に4番目です。これも今までの答弁の中にありました。このお盆前に避難勧告を解除しようということで本当に努力してもらいましたが、やはり解除になった後もお盆でも2～3回やはりみんな自主的に避難しました。山の上の状況を私も全部歩いてみて、本当に頭の上にああいうものがあるわけですからおっかないし、今回の台風12号で深層崩壊とか表層崩壊という言葉が出てきました。正に清水瀬なんかはああいう岩盤層の上が崩れているわけですし、土沢の上の方も古い花こう岩だそうですけれどもそれが崩れて、国交省の方の考え方もかなりいろいろなことを検討しておられるという話も聞きます。

とにかくその原因というのはいろいろなところで、古くからあったものはあったのだらうと思います。今回起き得ないところだという話で、でも、その古い人に聞いてみると「俺もこの山で遊んでいたけれど、そういえばそこにくぼ地があった」と。やはりそこが何か所か起こり得ないところが起きているわけです。そのくぼ地にあれだけの連続雨量がなると滑り落ちるということが、あの台風12号の話を聞いて、そういうことなのかというように思いました。地区はよくわかりますので陳情が上がってくる。それはやはりいろいろな過去の経過で、1～2年前にこういうことがあった。やはりそれが、公共投資が一時は悪者みたいなことを言われましたけれども、そういうようなことがやはりみんなを守っていくことです。公共投資の浮いたお金でほかにというような話も一時あったりしましたがけれども、そうやって公共投資をやらなくなったことが結局はこういう形でみんなを不安に陥れますし、

また、これからはもっと大きな投資が必要になってくるわけです。陳情があがったそういうものについては、本当に地区がわかっている中でやっているわけですので、早めに国・県につないで対応してもらおうと。そういうシステム作りをやってもらいたいと思います。もし市長の考えがありましたら聞かせてください。

市長 7月の豪雨災害に関連して

今回の防災訓練も防災ラジオを各区に配布をして、その状況も一応確認したのです。一時、一部通信状態の悪い部分と、あとはそうなかった。ところがやはり通じなかったとか。結局区長さんが先に出てしまえば、ラジオを持たずに見まわりとかそういうことで出てしまえばもう通じないということですから、そういう部分もあつたりで、そういうことを今度はどう改善できるか。

それからJ-アラートです。これはもう携帯ですから常に身に付けて、持っていかれるわけですので、それをどう活用しなければいけないのかということは、これはそのシステムをきちんと。できたら10月以降ですか、これはもう防災訓練ということも待たずに、区長さん方にはある程度きちんと対応してもらえるような方法をとらなければならないと思いますし、防災訓練のときは当然それを使ってのまた訓練とか、そういうことも十分考えていかなければならないと思います。

いずれにしてもシステムがいいものができてきても、それを使いこなす能力と、それから全部に配信できるという確たる部分がないとやはりおかしいことが出ますので、それらを検証しながら十分な体制がとれるように、防災訓練等に生かしていきたいと思っております。

危険箇所の整備であります。初日であったかにちょっと申し上げましたし、私の一言日記と市報にも書いておきましたが、公共事業が悪だとか大型事業がどうだとかという風潮がここ数年あって、でも、三国川が氾濫しなかったことはあのダムのおかげですし、魚野川が氾濫しなかったことは今までの改修事業のおかげですから、それは本当に生きたということです。

ところが今議員がおっしゃったように、そういう公共事業費の削減という風潮の中で今まで、例えば本来であれば実施しなければならないような部分ができこなかったということも多数あるわけでありまして。そこに大きな災害が起きたということですから、正に公共事業が悪だとか、そういう風潮や考え方を根底から変えていただかないとだめだと思っています。

ですので、そういうことに努めたり、あるいは今議員がおっしゃったように、地元の皆さんが本当に常々危険を感じていてご陳情をいただいているということについては、迅速に国、県に伝えてなるべく早く実施ができるように要望もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

今井久美君 7月の豪雨災害に関連して

最後の方は市長の一言を見なくて申し訳なかったですが、本当に私も同じ考えです。今回の災害でうちの方では、本当に三国川ダムがあったおかげだなあと多くの人も言っています。あれがなかったらもっとひどかったろうと、こういうことだろうと思います。そんなことで

もっと早く着手していただければというのは、地元で今、何か所も私もいただけてなかなか実現できないでこういうことになった場もありますし、県の方に言ってもなかなかお金がないのだと、こういうことで送り送りになってきたものが、結果こういう形になっています。それは本当に考えを変えてもらって、その部分も必要で、やっていかないとこういうことになるのだということをまた国・県の方へ強く要望して行って、そういうシステムづくり。災害があった、それでこれを早くすればもっと違ったのだということを、またお互いの中で作り上げていってほしいと思います。

最後になりますが、今回いろいろな反省点もあると思います。8月7日に社協の方で今回のボランティアも含めて急きょ会がありました。福祉課長さんも出ておられたので大体聞いていたと思いますけれども、初めてこういう大きな合併後の中でボランティアを必要とする災害が発生して、いろいろな大きな反省点も出ましたけれども、非常に会長を含めて事務の方も反省すべき点は反省すると。それですぐまた改善もしました。そんなことでいろいろな意見が出てくる、それは本当にまた次に活かしていってもらって、より強い防災体制の整った市に仕上げたいと、こういうことをお願いして質問を終わります。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

議長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は明日9月14日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時39分)